

第百八十九回国
参議院国土交通委員会會議録第十七号

平成二十七年六月三十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十八日

辞任

補欠選任

大沼みずほ君

太田 房江君

辞任

補欠選任

川田 龍平君

室井 邦彦君

六月二十九日

辞任

補欠選任

室井 邦彦君

藤巻 健史君

六月三十日

辞任

補欠選任

山下 雄平君

中泉 松司君

出席者は左のとおり。

委員長

広田 一君

理事

江島 潔君

森屋 宏君

田城 郁君

増子 輝彦君

河野 義博君

委員

青木 一彦君

大野 泰正君

太田 房江君

北川イツセイ君

酒井 庸行君

中泉 松司君

中原 八一君

野上浩太郎君

山下 雄平君

脇 雅史君

渡辺 猛之君

金子 洋一君

田中 直紀君

前田 武志君

山本 博司君

藤巻 健史君

辰巳孝太郎君

山口 和之君

和田 政宗君

吉田 忠智君

太田 昭宏君

国務大臣

副大臣

国土交通副大臣

環境副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

文部科学大臣官房審議官

林野庁林政部長

経済産業大臣官房審議官

資源エネルギー庁省エネルギー部

国土交通大臣官房官庁営繕部長

国土交通省住宅局長

橋本 公博君

川元 茂君

木村 陽一君

谷 明人君

森 晃憲君

牧元 幸司君

青木 一彦君

うえの賢一郎君

田中 利幸君

森 晃憲君

牧元 幸司君

谷 明人君

環境省地球環境局長 梶原 成元君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(広田一君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、大沼みずほ君及び川田龍平君が委員を辞任され、その補欠として太田房江君及び藤巻健史君が選任されました。

○委員長(広田一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、国土交通省住宅局長橋本公博君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(広田一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(広田一君) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森屋宏君 皆様、おはようございます。自由民主党、森屋宏でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、本法案の基本的な考え方について大臣にお考え方をお伺いしたいというふうに思います。

御存じのとおり、天然資源に乏しい我が国におきましては、石油危機以来、省エネルギー化の断続の努力を重ねてきたところでございます。さらに、東日本大震災、また、それに伴う原発停止による電力不足によって一層の省エネ推進の必要性が明らかとなっております。

本法案におきましては、エネルギー基本計画、日本再興戦略に基づき、大規模な特定建築物の新築に対し、建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けるなど、特に建築物の省エネルギーを強力に推進することを目的にされていくというふうに理解しております。

一方において、衣食住と表現されますように、国民生活の基本であります建築物については、生活の質や木造住宅等の日本独自の文化的な豊かさをも追求されるべきであるというふうに私は考えます。

そうした意味におきましても、本法案の基本的な意義に關しまして大臣のお考え方をまずお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(太田昭宏君) 我が国のエネルギー需給の構造というのは、東日本大震災以来特に脆弱化しております。エネルギー消費量の三分の一を占める建築物につきまして、省エネ性能の向上を図ってエネルギー消費量の削減を行うということは不可欠だと思います。そのために、この法案におきまして、住宅以外の建築物のうちで二千平米以上の大規模なものについて基準適合義務等を措置しているところです。

しかしながら、これら規制の導入に当たりましては、日本の伝統や文化の継承が困難とならないように、そうした配慮が必要であるというふうに

考えています。

例えば、地域の伝統的な構法、材料を用いる伝統的な住宅などは、地域の気候風土に適して、かつ強度も備えたものであり、これらが正しく評価されるとともに、未来にわたって継承されていくことが大事だというふうに考えています。こうした伝統文化の継承とか木材の利用ということを促進をし、私はこの機会に、エネルギーとの関連の中で、高温多湿を特徴とする日本の伝統的な木材住宅についても、通風が良いとか、あるいは床下を高くして湿気を逃がしやすい構造としているとか、床下から天井に向けて熱を逃がしやすい構造というような、エネルギーという観点でも木造というものの大事なものだというふうに思っています。

そうした観点から、これはなかなか数値化していることができないという状況もあるんですが、そこは引き続き研究させていただいて、まず全体的な、住宅以外の建築物で二千平米以上の大規模なものについて基準適合義務等を措置し、そして併せて住宅全体ということについて、木材も含めていい形でこれから推進できるようにということを考えています。

○森屋宏君 ありがとうございます。

改めてお話しするまでもなく、私たち、全国各地には神社仏閣を始め、あるいは歴史的にも建造物で今後未来に残していかなければならない大きな建物もたくさんあると思います。是非そうしたものに對する御配慮をお願いを申し上げたいと思います。

次に、これからの制度の円滑な実施について若干お伺いをしたいというふうに思います。

この法律におきましては、特定建築物の新築に係る建築確認の際に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出をしないということになっております。また、提出された計画の建築物エネルギー消費性能基準の適合判定においては、民間の登録建築物エネルギー消費性能判定機関を活用するというふうなことでございます。

かつて二〇〇六年のときに建築基準法を改正されました。私、そのとき県議員としておりましてけれども、確認に相当の渋滞が起きて、私のところにも相当苦情をいただいたという記憶がございます。今回の施行に当たっては、そうした意味で、ある意味で業界に対して新しい建物の渋滞が起きるというふうなそういうことがないように、是非御配慮をお願いを申し上げたいというふうに思っています。

そういう意味では、本施行による基準適合義務化に、かつての二〇〇六年と同じような轍を踏むことのないように対策をお願いしたいわけでありまして、けれども、どのようなお考えをお持ちか、現状で、お願いを申し上げたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) お答え申し上げます。

今回、基準適合義務化の対象になっております大規模で住宅以外の建築物は、現在でも省エネ法に基づく届出の対象となっております。所管行政庁、つまり都道府県又は一定規模以上で建築確認を行っておる市町村は既に省エネ性能の審査を行っておるところでございます。これは引き続き業務を行っていただく。加えまして、今委員御指摘のとおり、この度新たに法律で基準への適合性判定を民間の登録判定機関でも対応できるようにいたしております。したがって、対応すべき機関の対象が広がっております。

加えまして、今回義務付けの対象となる建築物の件数は、年間で三千六百棟ぐらい、日本全体の新築着工の棟数五十七万棟からいうと〇・六％程度でございます。数もそれほど多くはございません。これらのことから、適合性判定導入に当たって、かつてのような混乱を招くことは少ないとは考えております。

しかしながら、法施行に伴って建築着工への悪影響が生じないように、適合義務等の規制措置は公布後二年以内の施行としておりまして、その間に申請側の事業者、それから審査側の所管行政庁あるいは民間の機関に十分な準備をしていただく

時間を取っておるところでございます。施行までの間に審査の実務を伴う技術者の育成等も推進をすることで、併せて施行体制の確保に万全を期す所存でございます。

○森屋宏君 ありがとうございます。

毎回ここで質問をさせていただく、同じことを言っておりますけれども、御存じのとおり、地方の中で、特に建築確認をするのは都道府県の事務が、山梨へ行きまして先があまりましてそこがやるわけでありまして、非常に人員が減っております。

そういう意味で、今局長のお話ございましたように、何というんですかね、新しい基準を勉強していく、能力というふうなこともあるでしょうし、ノウハウをやつぱり蓄積をしていくということも必要であるというふうに思います。都道府県に對するそうした意味での御指導、技術力の向上に對する御指導、是非お願いを申し上げます。

それでは次に、これから更なる省エネを進めていかなければいけないというふうな意味合いから、二点お伺いを申し上げます。

省エネの推進は、高機能の断熱材の導入など、国民や民間事業者などの理解と、少なからぬそれぞれの皆さん方の経済的な協力があつて初めて推進するものであるというふうに思います。その観点から、建築確認や届出義務の付加といった規制強化と同時に、そうした民間の皆さん方やあるいは国民の皆さん方それぞれが誘導、インセンティブ付与を介して国民の自主的な取組を推進していくということが不可欠であるというふうに思います。また、大規模建築物以外にも省エネの推進の裾野を広げていくためには、各地域の中小の工務店の技術力の向上やノウハウの蓄積が不可欠であるというふうにも思います。

これらの点について、現状の取組、お伺いを申し上げます。

○政府参考人(橋本公博君) 住宅、建築物の省エ

ネルギー化の推進に向けては、規制の強化以外にも、例えば省エネルギーに伴う光熱費削減の効果あるいは健康増進効果などのメリットを建築主や住宅購入者に一層理解をしていただくこと、それから、基準に適合させるための追加費用の軽減、いわゆるコストを下げることで、それから、特に住宅に關しましては、中小工務店、大工の設計・施工技術の一層の向上ということが課題であるというふうに認識をしております。

このため、特に住宅における適合率の向上に向けてまして、住宅の省エネルギー化の効果、意義の周知及び省エネルギー性能の表示等の推進を行います。また、より性能が高くコストの低い工法、材料等の技術開発への支援を行います。さらに、中小工務店、大工向けに断熱施工の技術講習や省エネルギー性能の高いモデル的な住宅建設の支援等に取り組むことによつて、広く地域の大工、工務店さんでも省エネルギー性能の高い住宅が施工できるような状況を整えていきたいというふうに考えております。

○森屋宏君 ありがとうございます。

ただし、懸念されるのは、どうしても初期投資が高くなつてしまふ。見かけ上といいますが、やつぱりどうしても高くなつてしまふ。それが、例えば十年とか二十年という期間を置けば、計算をしてみれば、その二十年ぐらいの間のランニングコストを含めると総体としては経済効果もあるんだ、そうしたメリットも生まれるんだということだというふうに思いますけれども、どうしてもそうした省エネ対象のものを造っていくことにおいて初期投資が大きくなつてしまふということがやつぱり懸念されると思います。

御存じのとおり、住宅あるいは建築物というのは大きな買物になりますから、そうしたことの足踏み状態が生まれないようによく説明をされて、長く住んでいただいたときにおいては経済効果が生まれてくるんだ、メリットが生まれてくるんだというところは是非周知、あるいは皆さん方の指導というものを積極的につうたつていった

だきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、省エネルギー化につきましては、我が国のエネルギー不足という、一番の目標があるというふうな今お話もございました。加えて、地球温暖化対策のための温室効果ガス削減の観点からも、本法律の施行以降も引き続き一層の推進が求められていくというふうに思っています。

特に、本年末には気候変動枠組条約締結国会議、いわゆるCOP21のパリ会議を控えています。先日G7において温室効果ガス二六%削減という高い目標を国際社会に表明しております。その達成のためにも継続的な努力が求められていくというふうに思っています。

エネルギー基本計画や日本再興戦略においては、二〇二〇年までに新築住宅・建築物についての段階的に省エネルギー基準の適合を義務化するなどの目標が設定をされています。目標年、達成まであと五年という時間があるわけでありますけれども、決して長い時間ではないというふうに思います。それまでの規制の対象、内容について、どのようなプロセスで強化あるいは拡大をされていくお考え方があられるのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 規制を導入するということは、やはりどうしても痛みを伴うものでございます。したがって、今後どのように規制を導入していくかにつきましては、新築建築物の省エネルギー基準への適合状況の推移を十分にしながら、規制による費用負担と効果のバランス、規制の必要性に対する国民の方々の理解の程度、それから大工、工務店や建築主等の申請側、審査側の両方の体制整備の状況などを総合的に勘案しながら検討を進める必要があるというふうに考えております。

今回、義務化の対象とした大規模な非住宅建築物、住宅以外の建築物につきましては、既に省エネ化が九割以上、九三%、九四%ということで、もう一定程度進んでいるということと、追加的な

費用が小さいということがございます。それから、エネルギー消費量としては新築着工建築物全体の三分の一をカバーするなど、規制をすることで一定の効果が期待できるということもございまして、今回規制の対象に加えたものでござい

ます。今後の規制の在り方につきましては、委員御指摘のとおり、エネルギー基本計画等におきまして、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化するという方針が閣議決定をされておりますけれども、先ほど申し上げましたように、勘案すべき観点が幾つかございます。今後、省エネルギー基準への適合状況の推移を見ながら、これらの観点を踏まえて、国民の皆様が御理解をいただけるように規制の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○森屋宏君 ありがとうございます。

ある業界のデータを先日いただきました。一般の住宅においても、省エネをやることによっていわゆる気密性あるいは断熱性みたいなものを確保する。そうすることによって、そこに住んでいる方々の生活向上といえますか、脳溢血になりにくくなるとか、あるいは心筋梗塞の発症率が下がるとか、そういうふうな効果がうたわれている、実質的な数字としてお示しをいただきました。私も初めて見て、ああ、なるほどなというふうに思いました。

恐らくこれから、一方においては東京オリンピックに向けて、国内においても各地域、特に首都圏を中心に新たな建物も多く建てられていくんだらうというふうに思います。そうした中において、本法律がこのタイミングで作られ、そしてこれからの新しい、オリンピックに向けて、あるいはその後に建てられていく建物に対してこれが役立つというふうに、非常に大きな意義があるというふうに思っています。是非、より多くの建物に対してこうした今回の法律の効果が生まれていきますようにお願い申し上げます、質

問を終わります。

ありがとうございます。

○前田武志君 民主党・新緑風会の前田武志でございます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案。省エネ法そのものは、オイルショック等、二度のオイルショックでしようか、私も記憶に鮮明にあるわけでございますが、それを経て、たしか昭和五十四年に法律になったんでしうか、各分野、もちろん産業分野から始まって、運輸、そして業務、あるいは家庭、そういった各分野において省エネをどんどんやるべしというようなことで、当時の通産省、そして経産省ということをやってきたわけでございますが、エネルギーの使用効率を高めていくということが目標だったと思います。今回、そのずっと長い歴史、蓄積を経て、建築、建物、民生関係について、特に経産省が主管していた省エネ法から切り出して、独立してこの民生部門の省エネ法ということに相なったわけでありまして。先ほど来大臣の御答弁にもあったように、この分野のエネルギーの使用量というのが格段に他分野に比べて増えてきたというようなことがあるかと思えますね。

そこで、エネ庁にお聞きをしたいわけですが、この省エネ法というものが、サブライサイドも含めて、エネルギー全体について行政的に政府で責任を持っておられる経産省においてどのように位置付けをされておられるのかをお聞きをいたします。

○政府参考人(木村陽一君) 本法案のエネルギー政策、なかんずくエネルギー基本計画でございまして、あるいは今般のエネルギーミックスの案における位置付けということかと思えます。

まず、昨年閣議決定されましたエネルギー基本計画におきまして、民生部門において高い省エネ率、効果が期待される建築物、住宅の省エネルギー化の対策といたしまして、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化することが明記をされ

ておるということでございまして、本法案はこれを踏まえる形で提出をさせていただいたものでございます。

それから、今般のエネルギーミックスを現在策定作業中でございますけれども、それとの関係がまず重要かと思えますけれども、マクロフレームでいいますと一・七%程度の経済成長というのを前提にしております。それで省エネ対策を何もしないままと、やはりエネルギー消費というのは増加をしていくということが見込まれるわけでございます。したがって、徹底した省エネの推進によりまして、二〇三〇年の断面で約五千万キロリットルの最終エネルギー消費の削減ということを目指しておるわけでございます。

その中で、民生部門でございますけれども、省エネ対策なしではやはりこれも増加してしまうというところで、現時点で定量化できる省エネ対策を最大限積み上げて、二〇三〇年、二千四百万キロリットルという数字を出してございます。この民生部門の省エネ対策の中でも、やはり新築住宅・建築物におきます省エネ基準適合の推進でございます。それから省エネ改修あるいはリフォームの推進、そういったことで二〇三〇年に約七百三十万キロリットルの省エネを見込んでおります。

本法案は、その対策の一部といたしまして、大規模非住宅建築物のエネルギー消費性能基準の適合義務化ということで、省エネ改修を推進する一番の根本といえますか、必要不可欠なものであるというふうな位置付けを持っております。

○前田武志君 エネ庁の方からそういう今のお話を聞いて、それを受けて、省エネ法の最初の間は努力義務を課するというような形でトップランナー方式というのを各方面に導入したと思うんですが、その後、住宅・建築分野においても届出義務、そしてさらには、今度は省エネ基準を設けて、今回はその適合義務化ということに至ったというところであります。

そこで、住宅局にお聞きしたいわけございま

すが、もちろん省エネのためにはこの分野を徹底的に改善していかなければならないということではあるんですが、この省エネの基準というものは、その基準の考え方ということについてまずお聞きをしたいんですね。

一番最初のスタートですから、その基準というのを余りハードルを高くできないというのが先ほど来の御答弁を聞いていて分かるわけでございますが、しかし段階的に住宅分野についても基準を義務化していく。さらには三〇年の目標、その先、後ほど環境省にもお聞きしたいと思うんですが、五〇年目標だとかいうことになっていくわけでありまして、住宅あるいは建物そのものは耐用年数、日本の場合には、住宅なんかは特に余りにも短過ぎる。これも私は、日本の住宅政策のある意味切替えができなかった失敗だと思っているんですけれど、本来、百年、二百年、木造であったって続くのが当然でございます。私は奈良県でございますから、法隆寺は千四百年でございます。ちよつと在来の集落なんか行きますと、大和の田舎建てといつて、いい木を用いて、何も高い銘木というわけじゃないんですよ、非常に太い柱であったり、それぞれ近所の山からもちゃんと見通しを付けて切り出して、何か一年ぐらい干して、そして三代掛かって建てるというんですね。ちよつと話がそれますが、大阪は食い倒れですよ、京都は着倒れ、大和は建て倒れというんですよ。三代掛けて造ると。その代わり、百年、二百年というのは当たり前の話なんです。

ということにお聞きをするわけなんです。が、この省エネ基準というものは、スタートは、それは何とかクリア皆さんできるように低く抑えるというのはいいにしても、二〇年、三〇年、さらには五〇年、ずっと先のことを考えて、どのよう全体を描かれて省エネ基準を設定されてきたのか、まずはそのことをお聞きします。

○政府参考人(橋本公博君) 省エネ基準についてお尋ねでございます。

まず、省エネ基準は、昭和五十一年に最初の基

準を定めまして、都合三回大改正をしております。それぞれ、やはりエネルギー消費の状況を見ながら引上げをしております。さらに、平成二十五年に改正をいたしまして、これは一九九九年、平成十一年の基準を一次エネルギー消費量換算という形で変えたものでございまして、断熱性能に關しては平成十一年基準と同じでございますけれども、設備機器の性能については十一年と平成二十五年では明らかに省エネ性能は上がっておりますので、結果として一割ぐらいやはりエネルギー消費量が減るという基準になっております。そういう意味では、これからまた将来に向けて、全体の省エネ基準適合率を見ながら引上げは検討せざるを得ないと考えています。

一方で、委員が御指摘になりました日本の伝統的な木造住宅については、これは高気密、高断熱という意味では余り高く評価ができませんけれども、例えば夏場の通風がちゃんと確保されている、あるいは床下から天井に空気が抜けて暑さを逃すとか、そういう日本の気候風土に合った、特に日本の高温多湿な気候風土に合った建て方になっていて、残念ながら、現在の省エネ基準というのは高気密、高断熱を基本にしておりますので、日本の伝統的な建築物の評価が十分できておりません。

そういう日本の本来の建物の持っている性能も十分に評価できる省エネ基準にしていく必要もあると思いますし、また、北海道から沖縄まで地域がございまして、幾つかの地域に分けて省エネ基準を定めておりますけれども、当然、北海道で求められる基準と、沖縄あるいは宮古島、石垣島で設けられる基準は全く違いますので、それぞれの地域に合った省エネ基準というのを作っていくという必要があると考えております。

○前田武志君 確かに、木造というのはなかなか断熱というのはやりにくいというお話がございす。そのとおりだと思います。

そこで、この省エネ基準の考え方に一次エネル

ギー使用量というお話をされました。なかなか素人、一般には分かりづらいわけなんです。一方、建物そのものの躯体といいますが、外皮、これは何か、断熱といいますが、熱貫流率というんでしょうか、そういったものの、この二つを組み合わせておられるというふうに承知をしているんですが、何かそこをもう少し分かりやすく御説明をいただけますか。

要するに、建物そのものというのは、中の標準的なエアコンがどうかとか、そういうこと以上に、建物の躯体そのものの断熱性能といいますが、それで本来は評価されるべきだと思っております。そこで、断熱材だとか隙間が空かないようにしていくだとかいうことで、いろんな工法があるんですよ。

一方で、伝統的な建物、私もそれをずっともう国会に上がってから、木の文化振興、伝統木造の振興ということをやっているんですが、甘やかしてもいかぬのです。最近、伝統的な建物であってもかなりの断熱をやる割と簡単な工法があると聞いているんですね。現実に見たこともあります。ということ、初めから何か伝統建物はちよつとおいでいてこれは別だというようなことだと、五千万戸あるマイホームのほとんどが伝統的構法で建てられているわけですから、その既存の住宅、段階的にそこまで省エネをしていくとしたときには、なかなかそこが切り込めないということにもなりかねません。

そんな意味において、一つはこの断熱性能、躯体の省エネといいますが、断熱ということがどの程度今回の基準では評価に入っていて、それから行く行く一般の住宅についても躯体の断熱性能までちゃんと評価していくおつもりなのか、その辺をお聞きします。

○政府参考人(橋本公博君) お答え申し上げます。

まず、省エネ基準につきましては、かつてはいわゆる仕様規定的に、断熱材の厚さは、例えばグラスウールなら東京だったら壁は百ミリ、天井は

百五十ミリとかいう決め方をしておりました。それを、平成二十五年に一次エネルギー消費量換算に変えたということでございます。これは、例えばその住宅で標準的な方が標準的な住まい方をしたら、その住宅で消費するエネルギーは原油換算で何キロリットルというやり方に、計算方式に変えました。

これで何が良くなったかというと、例えば断熱材の厚さで省エネ基準を決めているときは、屋根に太陽光パネルを載せて発電をしても、その断熱材の厚さ百ミリ引く太陽光パネル五キロワットという引き算はできないわけですが、一次エネルギー消費量に換算をすれば、例えば標準的な生活で何キロリットル原油を使うけれども、太陽光パネルで何キロリットル分生み出すから差し引きすると何キロリットルという、そういう再生可能エネルギーの使用についても評価に入れられるようになったということ。

それから、やはり仕様規定になりますと、どうしてもそのときに普及している工法、例えば日本という内断熱の工法で断熱材の厚さを書くようになりますけれども、例えば海外で広まっております外断熱をうまく使うとか、あるいは議員が御指摘になりました日本の伝統的構法の家でも、例えばNASAが開発した非常に薄いフィルムのような断熱材を入れれば相当断熱性能は上がるという、こういうものも評価ができるのか、いろんな創意工夫を取り入れられるように一次エネルギー消費量換算の基準に変えたところであります。

ただし、先ほどから議論がありますけれども、いわゆるヒートショック等の点は、これは家の断熱性能そのものに響きますので、今の省エネ基準は両方とも見るようになっております。一次エネルギー消費量が一定以下で、かつ断熱性能、熱貫流率はどれ以下ということで両方を見ることにしております。そこは、特に住宅、戸建て住宅系は両方見る基準で今後ともいかなるを得ないというふうに考えております。

○前田武志君 そこで、資料を二枚お手元に配付

させていたいておりますが、そのうちの一つ、
こういう文書、提言と書いた文書なんです、こ
れは、一般社団法人健康・省エネ住宅を推進する
国民会議というのが健康・省エネ住宅を推進する
議員連盟宛てに出した提言なんです。自民党の
高村副総裁が会長をやっております。

そこで、今ヒートショックのお話が住宅局長か
ら出ましたけれど、この健康・省エネ住宅を推進
する国民会議というのは、どういうような団体
で、どういう活動をしてこれ、今という提言
をされているか、その辺のところが教えてくださ
い。

○政府参考人(橋本公博君) 国民会議の活動につ
いてのお尋ねというふうに思います。

国民会議はそもそも、断熱性能が高い住宅を造
ることでどれだけ国民が健康的に暮らせるかとい
うことを研究をして、それを全国に普及啓発をさ
れている団体だというふうに考えております。

具体的には、私どもで補助事業をつくっており
まして、公募により選定をされた事業者、これは
一般社団法人の日本サステナブル建築協会とい
うところが公募選ばれましたけれども、ここが、
二十六年から三年間で断熱改修を予定している
全国千八百戸の住宅を対象に、改修の前と後で居
住者の血圧とか生活習慣、身体活動量などの健康
への影響について科学的な調査を行うこととして
おりまして、この成果を健康・省エネ住宅を推進
する国民会議というところが全国に発信をしてい
ただく、普及啓発をしていただくことになっており
まして、国としてもその活動を支援をするとい
うことしております。

○前田武志君 実は、この国民会議を応援する意
味で議員連盟、これは超党派でございまして、随
分幅広く結集しております。私も随分前から参加
をしておりますので、多少、同僚議員にPRも兼
ねて紹介をしているわけなんですけれども、この
上原さんという方が、これは歯医者さんなんです
が、せっかく新築住宅を造ったところ、シックハ
ウスですか、それにかかった、家族もおか

しくなったということで、こんな住宅はというこ
とで熱心に取り組んで、なかなか行動力のある方
で、今や、元の建築研究所の村上所長、今、東大
の教授が名誉教授かやっておりますが、なんか
が会長になって、随分と住環境と健康を中心に国
民運動を展開されてきております。

実は、昨年の予算委員会でも私質問したんで
が、系統的に政府として住環境と健康の関係につ
いて調査をしてエビデンスを出したという例はな
いんです。この活動のおかげで、今局長さん
が紹介されたように、やっとならば始まったと、こ
ういふことだろうと思っております。

資料としては配っておりますが、私の手元に
ある、これは村上先生の資料なんです、今言わ
れた断熱改修をやる前とやった後の効果というも
のを、この国民会議の関係で例えば慶応大学の伊
香賀先生なんかやっております。その
資料を見ておられます、これは高知市での例なん
ですが、断熱改修をやる前のお宅、大体起床時の
平均室温が八度、冬のことなんでしょうね、それ
が断熱改修をやる二十度になったと、平均し
て。その結果、家庭血圧の高血圧と診断されてい
た主婦のようでございますが、十二ミリ血圧が下
がったと、こういうことのようにございまして。こ
ういふのを悉的に全国的に展開すると、各地域
に応じてどういふような効果があるかというの
が出てくるんだらうと思っております。

私は後期高齢者でございますから血圧なんかは
相当気になる世代でございます、そういう意味
では、この健康と住宅というのは非常に大きな意
味、意味というか関連があるよというところで、こ
れは欧米先進国、特にヨーロッパにおいてはもう
常識になっていて、したがって、かなり厳しい基
準、温度設定の基準というのもされていると、こ
のように聞いております。

そういう意味では、この法律というものは省エ
ネが第一義の目標ではあるんですけれども、先ほ
ど来、住宅に関わるいろんなプレーヤー、地域の
工務店であったり、さらには、結局はエンドユー

ザーである我々一般ユーザー、国民が、省エネ、
断熱というのは、単に経済的にエネルギーコスト
が下がるよというだけではないに、自分たちの健
康に物すごく大きな効果があるんだということが
浸透していけば広がっていくんだらうと思ってい
ます。そういう意味において、この健康という意
味は非常に大きな要素なんだらうと思っております。
ざいいますから、新しい建物の省エネ法において、
この健康という要素もこれから大いに加えて
やっついていっていただきたいと思っております。

もう一枚の紙を付けております。今私がこう
やってこの法案について質疑をさせていただいて
いるイメージみたいなものをちょっとこの車みた
いなもので示しているわけなんです。まず、左の車輪が、まさしく本法律が目指す住宅、
建物の省エネ、断熱化、ネット・ゼロ・エネルギー
ギー・ハウスだとかネット・ゼロ・ビルディング
だとかいうようなところまで持っていこうとされ
ているようですね。これを本当に進めていくに
は、流通市場というものが整備されていく必要が
あるというふうに思っております。

それは、今ちょっと申し上げたように、エンド
ユーザーが本当に省エネというものはやっついてい
かにやいかなというふうな認識し、そしてそ
ういふインセンティブを持つようになる、それはやっ
ぱり流通を通じてだろうと思っております。住宅を
建て売りを買ったとか、あるいは中古住宅を買ったと
か、貸すだとか、あるいは中古住宅を買ったと
か、そういった行為は全て不動産の流通過程。そ
こに加わるのは、先ほどの質疑でもあったよう
に、不動産鑑定士からもうあらゆる専門家が加
わってくる。しかし、そういったシステムが日本
の場合にはまだ余り合理化されていないわけであ
ります、インスペクション等も含めてですね。

そういう流通市場の整備、そして、そういうも
のを踏まえた上で、もう既に低炭素まちづくり法
というのにはできているわけでございますから、こ
ういふ二つの車輪が一つになって、そしてエンジ
ンのエネルギーを供給するのが地域資源の活用

で、木材、人材、資金、再生エネルギー、こうい
うものが相まってその地域の資産価値を上げてい
く。個体の建物、住宅の資産価値を上げ、街区の
ブランド力を上げ、地域の再生につながる。こ
の結果として、その進む方向は、省エネ、C
O₂の削減、そして健康、快適な住環境、医療費
削減につながると思っております。最終的には、全国、
雇用、経済効果が出ていくんだらうと、そんなイ
メージでこの省エネ法に対する期待を持ってい
るわけでございます。

そこで、ちょっと環境省の方にお聞きをしたい
わけでございますが、先ほどの御質問にもありま
したように、COP21が十一月の三十日から始ま
るんです、そこで、EU諸国あるいはアメリカ
においてもそうなんです、住宅、建物関係の省
エネというのは随分進んでおります。そ
ういふ中で、日本がやっつとこの法律をもつて
に合わせたのかなというふうに思っております。
ですが、世界の先進国あるいは中国なんかもそ
うなんです、舞台に出ていくと、二〇三〇年
で二六パーセントという評価がどういふものかとい
う議論はあるんだらうと思っております。一
応、COP21においては二〇三〇年ぐらいの目標
をこうやって述べられると思っておりますが、その中
における住宅そして建築関係、まちづくり関係の
持っている意味合い、三〇年ではまだちょっと間
に合わないんだけど、いや、日本はほとんど先端
の技術も持っているからシステム化して、五〇年
ぐらいにはもう世界の先端のCO₂削減をこの分
野でもやっつとみせるよというぐらいの見える切っ
てもらえるかどうか。

その中で、先ほど来木材の話をしておりまし
たが、森林のCO₂吸収源というのにもカウントされ
ていると思うんですけれども、この住宅・建物分野
で木材をどんどん使うというふうな行為が出て
こなければ、上流に当たる木材利用、森林の管理
というの、もうこのままだと山が腐ってしまう
んです。したがって、意外とこのまちづくり
分野、住宅、建物、まちづくり分野で木材をどん

どんな使用ということが重要になってくるかと思ひます。

この二点についてお伺いをします。

○副大臣(北村茂男君) お答えをいたします。

我が国の約束草案、政府原案における温室効果ガスの削減目標では、二〇三〇年度の温室効果ガス排出量を二〇一三年度比でお話のとおり二六％、二〇五年度比で二五・四％削減することといたしているところでございます。

このうち、業務その他部門や家庭部門といったいわゆる民生部門では、二〇三〇年度に二〇一三年度比で約四〇％削減、二〇五年度比でいうなら約三一％であります。削減をすることといたしております。今後、民生部門における更なる低炭素化が必要になってまいります。

民生部門の低炭素化については、住宅や建築物の断熱性や気密性の向上、省エネ設備の導入といった対策が重要なことから、環境省といたしましても、省エネ性能の高い低炭素設備の情報発信や導入の促進、国民運動を通じた低炭素なライフスタイルの国民への働きかけなどを通じて、住宅や建築物の低炭素化を後押ししてまいりたいと考えております。

住宅・建築物分野の低炭素化は、国土交通省を始めとして、お話の林業分野を抱える行政機関等の取組も極めて重要であるという認識の中で、引き続き、関係府省との連携を密にして、政府一丸となって、二〇三〇年の削減目標の達成に向けて低炭素設備の普及や低炭素なまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○前田武志君 ここで国土交通大臣に所感をお聞きするわけでございますが、今までの議論の中で、もちろん法律そのものは建物の省エネ法なんです。非常にこの建物の省エネ法というものの及ぶ範囲、効果というのが大きいわけでありまして。

大臣は、例えば日本国中どこに行っても、高度成長期に発展した、府県でいうと県庁所在地、第二の都市、そういうものをイメージすると、必ず

ニュータウンがありますよね。どんどんどんどん人口も増えて、そしてニュータウンができて、それが地域の経済を引っ張ったということがあります。

それが今やオールドタウンになってきて、いよいよ、放置すると、私の感じでは、団塊の世代が大体平均してそういうところにいい家を持って、その地域において新しいまちづくりをやったという感じですが、二五年度問題というんでしょうか、後期高齢者に団塊の世代がなってくる頃、あと十年も放置しておくと、これはもう全てゴーストタウンになるおそれがあります。それだけに、この建築物の省エネ法というようなものうまく使いつつながら、コンパクト化だとか町の再生だとか、流通を含めて世代循環だとか、そんなことも含めて対応をしていかなければならないと思うんですね。

そこで、大臣にお聞きするんですが、申し上げたように、省エネというだけではなしに、健康であったり、地球温暖化であったり、町の再生であったり、非常に大きな背景を持つ新しい法律だと、こう期待をするんですね。中身からいって、基準は低いし、そして二千平米以上だけだし、何だということにもなるんですけれど、関連するブレイヤーがまだそこまで、みんな同じような意識レベルまで行っていないということにおいては、空回りをするわけにもいかないのかこれはこれで致し方がないかなと思うんですが、トータルでどういうふうに大臣お考えか、お聞かせください。

○国務大臣(太田昭宏君) いろんなことを考えながら御質問、御提言を聞かせていただきました。私のイメージでは、前田先生おっしゃる二つの三角形というものが大事なことではないかと。今回は、私が考えた二つの三角形というものは、一つは省エネということが大事だということで、環境省始め、二〇三〇年ということで、二六％削減の中の民生部門、この部門はやはりちゃんとやらなくちゃいけないということが、今回の法律とすることの中では一つ、レベルは低い段階ではあ

りますけれども、スタートをさせていたかどうかということなんです。

しかし、省エネというだけでなく、もう一つ健康という角度が三角形の一つの底辺としてなかなかならない。ましてや、現場からいくと、ヒートショックとかいうことで、高齢社会になる中で大変穏やかに住むということが非常に大事になってくる中に、外断熱とかいろいろなさういう措置がとられていかなければならないのではないかと。もう一つそこに地球温暖化の省CO₂という、こういう三角形というものを、今回の法律では、どちらかというと省エネという三角形の一つの頂点であるけれども、そういう角度で、今回はその一歩として考えなくてはならないことは私は非常に大事な視点であろうというふうに思っています。

そして、もう一つの三角形ということで、先生からここで提示されました単体としての住宅、建物ということについての省エネとか断熱ということをやれるけれども、しかし、その三角形のもう一つには、もっと町全体という中にこの低炭素まちづくりと、先生が二十四年、国交大臣在任中に取組まれた低炭素まちづくり法に基づいて町自体をそういうふうにして持っていくという角度がもう一つ底辺で大事で、その両面が備わったときに初めて流通というものが生まれて、ちよつと高いということになるかもしれないけれども、省エネとかそういうことをやる中で、必ずそこに資産価値が上昇して流通が生まれてくるという、三角形というものが生まれてくるであろうと。

私は、今御質問というのか、提言をいただきました。今、今回の法律ということは、常に健康とそして省エネということと省CO₂という三角形を進めるといって、そうした未来への展望に立つて、第一歩というものを常にそこで、今回の法律で備えようという御指摘だろうというふうに思います。私は、全く同じ考えに立つて、この法律を改正していただいて、さらに視野を持って、そして将来の日本ということを考えてやっていかなければなら

ないという決意をさせていただいたところです。

それで、木造ということにつきましても、躯体の話がありましたけれども、木造の場合は通風ということが非常に大事な要素でありますものから、私、埼玉県に行きましてある工務店と話をしたときに、是非とも見てください、我が社で開発したこういうことですというところで、地下の熱は涼しいわけですから、その通風ということの中で、実は、夏は涼しく、そして冬は暖かいという、木造ということとはこういうことができるんだということを見させていただいたんですが、そこも、甘えさせてはならないということはあるんですが、絶対に技術革新をしなければ、優れた、三要素そろったそうした木造の建物も私はできるんじゃないかということで、先生の御指摘を受けて新しくまた決意をさせていただいたところでございます。

○前田武志君 今木造の話が出たんですが、農林省さんが来ていただいていますよね。今もずっと議論をしておりましたが、どうも木材関係という、最上流に森林があつて、それを切り出して、いい材は市場に出してということですよ、それで工務店なりが市場で買ってという。流通のサブライチェーンというのが非常に複雑ですが、最下流は、工務店に渡すまでは林野庁なんですけれども、その先は、工務店は国交省ですが、材木という面においては別に国交省も何か責任を持つているわけじゃないですよ。建材として利用されるということになってくると、これは経産省になるわけですよ。

そんなことを前提にして経産省の方にお聞きをするわけなんです。住宅に係る建材ということにおいて、フローリングは木がいいだとか、あるいは中の造作なんか木を使うといいよとか。この頃、それこそ大和の田舎建てのように木造というのが都会ではない、マンションになってくるともう床の間なんてないわけでございますから、しかし、それでも内装に木を使うというのは非常にいいというふうに皆さん思っておられるわけ

です。

そんな意味で、経産省においては、建材関係で木材の利用というものについてどういうふうに取り組まれておられるのか、あるいはプロモーションしようとしておられるのか、お聞きをいたします。

○政府参考人(谷明人君) お答えさせていただきます。

先生御指摘のように、木材の用途で、一つであります木質建材は、断熱性が高く、インテリア性に優れ、環境に優しい等の特徴を有しており、住宅、建築物の省エネ化、健康志向の対応といった消費者の多様なニーズに応える建材の一つとしてその利用促進を図ることは非常に重要と認識しております。また、木質建材等の利用促進は、木材利用の拡大を通じ、関連産業の振興や地域再生にも資するものと認識しております。

経済産業省としては、高断熱性を有する木製サッシ等に係る補助金、試験方法や製品のJIS規格の制定等により木質建材等の普及を促進しているところでございます。引き続き、関係省庁とも連携しつつ、木質建材等の利用の促進に取り組んでまいりたいと存じます。

○前田武志君 大分時間が過ぎてしまいましたので、農林省せつかく来ていただいているので、今のを受けて、木の振興、例えば断熱ということになってくると開口部の窓というのが一番効果的だと聞いておりますが、見ておりますと、木枠サッシなんてありませんね。この間ペルリンに行ったんですが、大きなビルのサッシが木造なんです。非常にいい感じのビルでありました。そんなことも含めて、林野庁としてどのように取り組んでいくつもりですか。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えさせていただきます。

私も、木材利用の促進ということを今関係省庁とも連携をして取り組ませていただいておりますので、今御指摘ございましたような木製サッシも含めて利用の促進を図らせていただいていると

ころでございます。

また、先ほど来委員から御指摘ございましたように、木については二酸化炭素の削減効果もあるということでございますので、こういった効果も含めまして、木材利用の拡大に向けて、中高層建築物での利用が期待されるようなCLT等の新たな製品技術の開発普及でありますとか、あるいは公共建築物におきましても木造化、内装木質化を進めるとか、あるいは木質バイオマス利用促進、こういった施策につきまして総合的に進めていきたいと考えているところでございます。

○前田武志君 時間が参ったようでございます。

特に最後に強調しておきたいのは、この面で、住宅、建物というものの省エネを進めていく過程では、流通関係というのが非常に重要になると思っております。それには、ラベリングだとか見える化、そして何といつても、エンドユーザの国民が分かりやすく、省エネというものの重要性和効果というものが分かるようなそういう働きかけを是非していただきたいと思っております。

最後に、なるだけ早い時期に、この省エネ法の第一条に健康で文化的なという憲法二十五条の精神を具現する文言を是非入れていただきたいということをお願いして、終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に関しまして国土交通大臣にお伺いをしたいと思います。

昨年の四月に、新しいエネルギー基本計画、閣議決定をされまして、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化していくこととされております。今回の法律案は、義務化の一環として大変重要な法律案であると考えます。

そこで、これまでの取組についてお聞きをしたいと思っております。

住宅、建築物の分野に関しましては、これまで運輸などの産業に比べて建築物の省エネルギー化がなかなか進んでおりませんでした。これはど

のような理由であったのか、また今回の法律案によつてどのぐらいエネルギー消費を押し下げる効果があるのか、まず確認をしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 建築物に係るエネルギー消費は、住宅において生活する際に消費するエネルギーと、オフィスビルや商業ビルなどにおいて経済活動の際に消費するエネルギーの両方がございます。

今までのエネルギー消費が増加してきた原因といたしましては、まず住宅につきましては、世帯数の増加、それからエアコンなどの設備機器の世帯当たり保有台数の増加などがエネルギー消費量増加の原因と考えられます。オフィスビル等の住宅以外の建築物につきましては、まず床面積の増加、それから営業時間の延長といましようか、長くなったということがエネルギー消費量増加の原因と考えられております。

今後の見込みでございますが、住宅につきましては、今後世帯数が減少するというところで、現状のままで二〇三〇年にはエネルギー消費量が二〇一二年と比較して一三〇程度は減少する見込みでございます。

一方で、オフィスビル等の住宅以外の建築物につきましては、本法案による適合義務化等の措置を講じなかつた場合には、やはり床面積が増加する等でエネルギー消費量が二〇三〇年には現状に比べて約三〇増加をするというふうに見込んでおります。しかしながら、今回のこの法案の措置を講じることができれば、二〇三〇年には現状よりもエネルギー消費量を減少に転じさせることができる、ゼロあるいはマイナスにできるというふうに見込んでおります。

○山本博司君 次に、義務化の対象拡大に関しましてお聞きしたいと思います。

新築住宅・建築物につきましては、二〇二〇年までに省エネルギー基準の適合を義務化していくのであれば、段階的に戸建て住宅を含めまして小規模の建築物にまで順次着実に義務化の対象を拡大していくこと、これは大変重要な課題でござい

ます。この対象を拡大していく際には、予定されている時期、また範囲、これを早期に明らかにした上で、建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性、また効果、これを理解をさせていくことが大変必要だと思っております。

この義務化の対象拡大、今後どのように進めるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 今後の規制の在り方につきましては、省エネルギー基準への新築建築物の適合状況の推移を見ながら判断をする必要があると思っております。その際には、規制による費用負担と効果のバランス、規制の必要性に対する国民の理解、それから大工、工務店や建築主等の申請側、審査側の両方の体制整備の状況などを総合的に勘案して判断をする必要があると考えております。

今回、義務化の対象とした大規模な住宅以外の建築物につきましては、省エネ化が既に相当進んでおり追加的な費用負担が小さいこと、エネルギー消費量としては新築建築物全体の約三分の一をカバーするなど規制による一定の効果が期待できることなどから、規制の対象としたところでございます。

今後の規制の在り方につきましては、エネルギー基本計画等において二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する方針が閣議決定をされておるところでございますけれども、規制はやはり痛みを伴うものでございます。残念ながら、現段階で、いつ、どのように、どこまでということを申し上げる状況にございませんが、今後、省エネ基準への適合状況等の推移を見ながら、国民の皆様の理解を十分に得て、必要な時期に必要な措置をとるよう進めてまいりたいと考えております。

○山本博司君 是非、これは二〇二〇年という目標がセットされているわけですので、具体的な形で早い段階でのそういう部分の見直しを出していただきたいと思います。

次に、戸建ての住宅トップランナー制度に関し

ましてお聞きしたいと思います。

今回の改正では、基準に適合しない場合は必要に応じて国交大臣が勧告、公表、命令をすることができることになっております。それで、この年間百五十戸以上の建て売り住宅のトップランナーの基準、この適合状況、現在どのようになっているのか、また今後の制度の見直しに関してはどのように進めるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 住宅トップランナー制度は、平成二十一年度施行されまして、五年後の平成二十五年を目標年度として、当該年度以降、平成二十五年基準に定める一次エネルギー消費量より供給する住宅の省エネ性能の平均値がおおむね一割削減された水準を満たすことを努力義務として課してきてところでございます。

住宅トップランナー基準に適合することが特に求められる事業者、先ほど議員御指摘になりました、年間百五十戸以上建て売り一戸建て住宅を供給している事業者さんは平成二十五年で六十四社ありまして、そのおおむね九割に当たる六十社が基準に適合しております。制度が施行された平成二十一年度の適合率が一割程度でございましたので、このトップランナー制度は現在までに一定の成果を上げたものというふうに考えております。

なお、今後の取組につきましては、また次のステージに行くわけでございますけれども、まだ具体的な水準設定等は行っておりませんけれども、今回の法律、新法に基づく趣旨等も踏まえまして、適切な目標年次及び目標水準を定めたいというふうに考えております。

○山本博司君 省エネ基準の義務化は、規制を厳しくするだけではなくて、優遇策を活用するということも大変大事になります。今回の法律案では、容積率の緩和をする特例、これを設けておりまして、省エネ基準に適合している建築物にエネルギー消費性能、これを表示できることになっております。今後は、この制度を活用するとともに、補助制度などの優遇措置、これも検討して省

エネルギー性能の高い機器の設置を推進すべきと考えますけれども、この誘導措置に関しましてどのように進めるのか、お聞きしたいと思います。

また、この改正が通常国会で成立した場合は、二〇一六年四月一日の施行を目指すことになると思いますけれども、あと一年でございまして。この誘導措置、活用するには、準備に向けた相当の周知、これも必要であると考えますけれども、この二点、お伺いしたいと思います。

○副大臣(北川イッセイ君) 本法案におきましては、更なる省エネ性能の向上のために、表示制度、それから容積率の緩和と制度による誘導的措置を講じておるということでございまして、今先生からお話しのとおりでございます。

まず、表示制度につきましては、建築物が省エネ基準に適合していることについて広告などにおいて表示する制度です。省エネルギー性能に優れた建築物が市場で高く売れる、高く貸せるような市場環境が形成されるように制度の普及を図ることとしております。

次に、容積率の緩和と制度につきましては、コージェネレーション設備、省エネ設備の導入などに伴い通常の設備よりも大きな設置面積が必要となる、かなり大きなビルなんかですと非常に大きな面積が必要でございまして、そういう場合には、その設置面積について容積率の算定対象から外すということとしておるわけであります。

これらの制度の活用が図られるよう、関係事業者などへの説明会の実施、分かりやすいパンフレットの作成、配付などにより、関係事業者や住宅購入者などに対して制度の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○山本博司君 次に、誘導措置にもつながる省エネ住宅ポイントについて伺いたいと思います。この省エネ住宅ポイントにつきましては、公明党も積極的に推進をして二〇一四年度補正予算案に必要な経費八百五十億円を確保いたしました。前回の住宅エコポイントに関しましては、合計百八十九万戸、三千四百億ポイント以上、これが

発行されまして、リーマン・ショック後に大変冷えて込んだ住宅市場、これが下支えをしまして大変大きな効果があつたと思います。

本年三月十日から受付を開始しておりますけれども、三か月が経過をしておりますけれども、この実施状況を報告いたしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 省エネ住宅ポイントは、平成二十六年度補正予算と平成二十七年当年初予算におきまして合計九百五十億円を措置したところでございまして、本年三月から受付を開始したのは今御指摘のとおりでございます。

五月末までに、新築で約二万戸、ポイントにして五十九億ポイント、約五十九億四十分、リフォームで三・六万戸、約二十七億ポイント、二十七億四十分、合計五・五万戸、八十七億ポイント、予算額に対して約一〇％のポイントを発行しておるところでございます。

今回の省エネ住宅ポイントは、着工前、契約時点で申請ができます。従前のエコポイントは工事完了後でございました。単純比較はできませんが、従来制度では同時期の割合が一・五％でございましたので、やはり相当積極的に御活用はいただいておりますのだと思っております。特に、既存住宅につきまして、本年度より、リフォームの対象設備を拡充するところあるいは中古住宅を購入してリフォームを行う場合にポイントを加算するなど、リフォームに関する制度の充実をしておりまして、この分野の活用が特に大きいのではないかと考えております。

○山本博司君 是非、好調だというふうにお聞きしましたけれども、推進をお願いしたいと思っております。

今お話ございましたように、実施状況、住宅エコポイント事業においてもリフォームの割合が相当大きいということでございます。新規住宅購入のついでに制度が利用されるのではなくて、住宅設備の新しい需要が喚起しているということを感じます。また、昨年末に成立しました空き家

対策特別措置法、本格施行になっておりまして、この中で、市町村の空き家の活用事業に関しましても助成費用を拡充することが盛り込まれております。こうした改修の際に、断熱窓とか高効率の空調とか給湯設備などの省エネルギー性の高い機器が設置されれば、新たに活用される空き家も増えてくると思います。

また、我が国の木造の家というのは、築二十年から二十五年で上物価値はほぼゼロになると言われておりますけれども、省エネルギー性能とともに耐震性とかバリアフリー性能についても、一定の基準をクリアしますと社会的資産ということも価値が上がるのではないかと思います。

こうした既存建築物の省エネルギー改修を促進するために、リフォームに対する支援の充実、更に検討すべきではないかと思っておりますけれども、太田大臣の見解を伺います。

○国務大臣(太田昭宏君) 建築物に使われるエネルギーの削減に当たりまして、既存の建築物の省エネ改修は大きな課題になっております。

住宅につきましては住宅ローン減税や贈与税の非課税措置の上乗せ優遇をさせていただき、非住宅につきましては断熱性能の向上や設備の高効率化に対する補助あるいはLEDなどの省エネ設備導入や省エネ改修を行った場合の法人税の減税、こうしたことをさせていただいております。

また、既存住宅の省エネ改修を促進するには、地元の町場の工務店等に活躍をいただくかなくてはならないと思ひまして、その意味では、中小工務店、大工の施工技術の向上を図るということで、講習会を行ったり断熱施工技術の習得ができるよう、様々な補助を行っているところであります。

これらの支援を通じて、既存建築物の省エネ改修ということは非常に大事なことで努めていきたいというふうに思っております。

○山本博司君 是非とも推進をよろしくお願いしたいと思ひます。

続きまして、スマートウエルネス住宅に関してお伺いしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 高齢者を始めとする多様な世代が安心して健康に暮らすことができるスマートウエルネス住宅の推進は、大変重要な課題でございます。特に住宅の断熱化は、住宅内の温度差に起因するヒートショック現象の防止など、スマートウエルネス住宅を推進する上でも有効と考えられます。したがって、断熱化が居住者の健康状況に与える効果を検証する取組に対して私ども国も支援をしております。

今年度以降、調査を行った住宅の断熱改修を実際に行って、改修後の調査も行う予定でございまして、引き続きこれらの取組に対する支援を行ってまいります。

その際に、住宅のICTの利活用ということも大変大事になってきます。住宅のIoT、インターネット・オブ・シングス、IoT化に向けて取組を活発化させることで、従来インター

今般の成長戦略におきましても、個人情報保護、これを十分に配慮した上で、ICTの利活用やIoTの進展、これは一層の取組の強化が求められております。大量のデータを分析することで、例えば暑い浴室から出るときにどのぐらいの温度差があると体調崩す人が多いのかと、こういう傾向をつかむことができますので、こうした知

○国務大臣（太田昭宏君） 御指摘のとおりだと思います。

そういう意味では、いろいろ、千葉県の柏の葉

○山本博司君　是非とも、これは国を挙げてお願いをしたいと思います。
最後に大臣に伺います。

○国務大臣(太田昭宏君) 二〇一三年度比で二〇三〇年度のCO₂排出削減量の目標は二六％減なっていますが、そのうちこの建築部門につきましては、業務その他の部門で三九・九％減、家庭部門で三九・三％減と、このようになっているところ
です。

○山本博司君 ありがとうございます。

まず、エネルギー消費の推移ですけれども、最

もしアベノミクスが成功して景気が良くなる

と、今 太田大臣が、省エネ達成目標で住宅が重要だというふうにお話しされましたけれども、産業と運輸の部門がまたエネルギーを大量に使い出

○政府参考人(木村陽一君) エネルギー消費量の動向でございますけれども、人口などの社会構造でございまして、先生御指摘の景気の変動を含めた経済活動、あるいは天候等、様々な要因で変化するものでございます。

他方、家庭ですとか業務は、やはり人口でございますとか業務の床面積でございますね、これはやはり相対的に景気の影響というのは受けづらいものであろうということは言えると思いますけれども

○藤巻健史君 次の問題、ちよつと法律の根本的

法律で規制を掛けてやるよりは、私は、例えば

エネルギー価格を上げてしまえば物事は済むんじゃないかと。要するに、需給というのは経済学

でいけば値段が大体決まってくるわけですから、エネルギー価格が上がればおのずと省エネの建築物を建てるということになるのではないかと。

要は、例えば、ちょっと話違っちゃいますけれども、夏の節電という話も、そういう規制でやるんじゃなくて、電気の値段を上げれば当然電気の使用量は減るんじゃないかと。もちろん二段階ぐらいにしないとお年寄りが熱射病で死んじゃうということがありますから、当然最低限のものは低く抑えて、それ以上の値段を高くするというものによってエネルギー消費量を抑えることができるんじゃないかと。要するに、これだけ節電と言っているながら、東京の夜はもう世界で一番明るい、いまだ明るいということですけども、これは値段が上がればきつと暗くなるわけで、そういうことを言えば、基本は値段で調整するべきではないかなと、こういうふうにいるわけなんです。

ただ、そうはいっても、例えば中古建物は元々安いエネルギー価格で建てているわけですから、そこに対しては新しく高いエネルギー価格に対応すべき改造をするというのを国が助けたら、新築よりも中古建物が高いエネルギーに耐えられるような構造に変えて、エネルギー価格は高くしてエネルギー需要を抑えるという形の方が国の在り方としてはいいんじゃないかなと。要するに、規制じゃなくてマーケット、市場、価格というものによって物事を変えていくということができるんじゃないかなというふうに思うんです。

逆な言い方をしますと、今原油の価格が極端に下がって、少し戻していますけれども、いずれ原油が上がってくると思うんですね。それから原子力の問題もありますし、長期的トレンドとしてはエネルギー価格というのは上がってくると思うんですね。そうするならば、先ほどの話の逆なんですけれども、わざわざこういう規制をつくらなくても自らが省エネ住宅を造るのではないかと。エネルギー価格が高くなっているのならば、そのランニングコストが高くなりますから、別にお役人に言われなくても自分で省エネ建築にするんだ

はないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(橋本公博君) 建築物の省エネにつきましては、これまで税制優遇、補助、規制緩和などによって、事業者等の自主的な努力を通じて建築物におけるエネルギー消費量を減らすということを努力してまいりました。その結果、特に大規模な非住宅の建築物につきましては省エネ対応が浸透して一定の効果が上がってきております。そういう意味では、市場である程度そういう省エネ建築物が定着してきたということだと思えます。

しかしながら、住宅以外の大規模な建築物についてこれ以上自主的な取組の促進だけで更なる省エネを進めることには限界があるということと、先ほど申し上げましたとおり、現状のままでは今後二〇三〇年までに非住宅の建築物においてエネルギー消費量が三%やより増えてしまうというところで、今回の規制措置をお願いをしております。その結果、エネルギー消費は現状に比べて減少に転じさせることができるのではないかと考えております。

一方、中規模や小規模の建築物につきましては、今後とも税制あるいは補助などのインセンティブを活用して国民や事業者の自主的な努力を促すとともに、特に省エネ性能が劣る中規模な建築物については行政指導を行うということで質の向上を図ってまいりたいと考えております。

規制は最終的な手段でございますので、省エネが定着している分野において最後の底上げを図る手段として用いるということを前提に今後とも制度の設計をしてまいりたいと考えております。

○藤巻健史君 もし大臣何か一言あれば、お聞きしたいんですが。

○国務大臣(太田昭宏君) 考え方としてはあると思いますが、先ほどから健康とか、あるいはこれはCO₂の削減ということを国際的に決めていくというような枠組みというものはあつて、協力しなくてはいけないということの別の要素というこ

とも踏まえていくならば、そうした今後の二〇三〇年あるいは二〇五〇年に向けての住宅の在り方ということについてのインセンティブを与えていくということは私は必要なことだと思います。過度なものではなくて、一定の方向性を示していくということは大事なことでないかというふうに思っています。

○藤巻健史君 先ほどの御回答で、このままではエネルギー消費に限界があつて、何年先にはどうのとおっしゃっていましたけれども、それはエネルギー価格が一定であるという前提ではないかと私は思うんですね。これは個人的なマーケットの見方で、私は、今後、原油も上がってくるし、円安もかなり進むと思いますので、日本のエネルギー価格は物すごく上がってしまうだろうと思うんですが、別に政府が上げなくてもですね。ということと、おのずと余り規制がなくても省エネ住宅というのは進むんじゃないかなと個人的には思っております。

一つだけお願いしておきたいのは、そういうときに、規制を、もし省エネ住宅がどんどんどんどん進んでいくならば、今回成立するかもしれない法律、それから若しくは通達等を至急撤回させていただきます。御社だけに限らず、お役所というのはいく回作ると法律とか通達とかなかなかなくならないんですけれども、もし省エネ住宅を自ら造るようになれば、エネルギーコストが上がることでございまして、そのときにこの法律のみが残ってしまうと建築確認の際に面倒な手続のみが残ってしまうわけですから、それは、そういう事態が変わったら早急にまた修正なり撤回をしていただきたいということはお願ひしておきたいと思ひます。

次に、エネルギー消費性能の表示ですけれども、このエネルギー消費性能の表示というのは、これは非常にすばらしいと思うんですね。特に外資系企業がどんどん日本に進出してきて、外資系企業というのはやっぱりランニングコストを極めて重視いたしますので、省エネ建物は喜んで借

りるわけです。ですから、そういうときに彼らに資するように、単なる表示だけではなくて、この建物はどれだけより省エネであるかという、何というか、グレード表示というものを取り入れていただければというふうに思ひます。

何が言いたいかというと、これもマーケットの活用なんですけれども、借り手が多く集まる建物を当然のことながら貸主は建てるわけですから、非常に借主が魅力的な省エネの建物をどんどん借りやすくする、それから借りるような情報、そして環境を整えていけば、それはもう建築主が自ら省エネ建物を建てるということになると思ひますので、是非そういうグレード付けとか情報を借り手に出すということを考えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(橋本公博君) 平成二十五年に、車の燃費に相当するような建築物全体のエネルギー消費量に関する指標を導入いたしました。これは、その建物を想定される用途で使った場合に消費するエネルギーは年間何メガジュール・パー平米だということを表示できるようにいたしました。そうすると、今御指摘のように、複数の建物を比較することも可能になります。さらに、この法案におきましては、建築物の省エネルギー性能を買手や借り手が簡単に比較できるように、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対して省エネルギー性能を表示するよう努力すべき旨を規定をしております。この規定を最大限有効に活用していただいて、不動産市場で省エネ性能の高い建築物が高く評価されるように我々としても努力をしてまいりたいと考えております。

○藤巻健史君 私もその点が一番重要じゃないかと思っております。努力だけではなくて、もっと規制をすればいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、容積率の特例という話がありましたけれども、先ほど聞いていますと、余り魅力的な特例じゃないなど。もっと積極

的に容積率を上げることによって、御褒美をあげるといふ形で容積率をこの場合にはもつと上げてほしいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(橋本公博君) 容積率の特例につきましては、現段階ではコジエネ等の省エネルギー設備の導入のために必要になる床面積を容積率対象から適用外にするということでございますので、容積率の特例の適用に当たりましては、市街地環境に与える影響というのも当然考えなければいけませんので、どうしても一定の上限は設けた上で一部容積率不算入という措置をとることになろうと思います。具体的な上限値につきましては、今後、関係業界等の意見も聞きながら検討してまいります。

○藤巻健史君 終わります。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今法案は、現行のエネルギーの使用の合理化等に関する法律から建築部門を抜き出して、建築物の省エネ基準への適合の義務化へ踏み出すものでございます。

今回の法改正が、二千平米以上の非住宅建築物を新築や改修する際の省エネ基準への適合を現行の届出義務から適合義務に強化をする、建築基準法に基づく建築確認の系統に連動させて実効性を担保するという規制措置を盛り込んだことは、第一歩として評価できるところでございます。

今日は、住宅、建築物の省エネ対策のその手法の問題について問うていきたいと思っております。

今回の法案の内容の一つにもありますこの誘導措置ですね、容積率の特例というのは、省エネ性能向上のための設備について通常の床面積を超える部分を不算入とするものでありまして、これ自体を否定するものではありません。ただ、日本の住宅、建築物の省エネ対策というのは、設備の中でも個別機器の誘導に偏っているのではないかと、この問題意識を持っておりまして、私は、その断熱性能を高めて建物全体の省エネ効果を高める政

策というのがなかなか進んでいないんじゃないかというふうに思っております。

まず、エネ庁に聞きたいと思うんですが、住宅、建築物部門のエネルギー消費を抑えるためには何が必要なんでしょうか。

○政府参考人(木村陽一君) お尋ねの住宅、建築物のエネルギー消費を抑える手法でございますけれども、一つは、やはり住宅、建築物の断熱性能向上による熱損失の防止に加えて、もう一つが、住宅、建築物に導入するエネルギー消費機器の効率改善、その二点が併せて必要であらうというふうに考えてございます。

当省でも、断熱性能向上による熱損失の防止につきましては、サッシやガラスあるいは断熱材といった建築材料につきましてトップランナー制度を施行してございます。また、高断熱住宅としては、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入支援というのも行っているところでございます。併せて、エネルギー消費機器の効率改善、これも重要でございますけれども、空調設備でございますとか冷蔵庫といったそういうエネルギー消費機器について、これもそのトップランナー制度を活用しながら機器の高効率化の促進を図る。双方がそれぞれ重要なところでございます。

○辰巳孝太郎君 熱損失、これを防ぐために断熱効果、進めていく必要があるということだと思っております。

経産省の審議会である総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会の第十四回会合が六月の十五日にも開かれておりまして、ここでも、我が国では個別機器の省エネルギー性能は向上している一方で、建物外皮の省エネ対策は諸外国と比べて劣っていると、住宅、建築物対策は直ちに実施するべきだという意見が出されているんですね。

外国と比べて劣っているという指摘もあるとおり、今は機器は十分進んでいると、しかしその断熱性能確保の重要性が大事だと、重要だということだと思っております。エネルギー効率のいい省エネ

機器、また、今政府が進めている、先ほどありましたネット・ゼロ・エネルギー住宅とかネット・ゼロ・エネルギー・ビルなどは、エネルギー消費に見合うエネルギー消費すればこれはゼロになるからいいという話なんですけれども、そもそも、エネルギーを消費しない、つまり、脱エネルギーという発想、この省エネ発想というのが大事ではないかというふうに思います。

この断熱の仕方なんですけれども、内断熱と外断熱というのがあると、日本では内断熱がより普及しているということだと思っておりますが、国交省に確認したいと思うんですが、この外断熱と内断熱、どちらが断熱効果は高いというふうに認識をされているんでしょうか。

それと、長寿命化の話も。

○政府参考人(橋本公博君) 外断熱工法につきましては、躯体の屋外側に断熱材を措置するために室内温度が躯体の影響を直接受けやすいことから、躯体の熱容量が大きいRC造の場合、いわゆるコンクリート造の場合は、暖冷房時の開始時に短時間に効果が現れにくい反面、暖冷房を切った後も効果が継続しやすいという特徴があります。内断熱は逆でございます。

しかしながら、外断熱工法につきましては、躯体の屋外側に断熱材を措置することから、一般的に熱橋、いわゆるヒートブリッジが生じにくいという点を考えますと、外断熱の方が断熱性能を確保しやすい工法と言えるところでございます。

それから、長寿命化の話で申し上げますと、外断熱工法については、躯体の外側に断熱材がありますので、躯体が外気に触れないということから考えると、劣化も遅くなるということで、外断熱工法の方が長寿命化にも資するものと考えております。

○辰巳孝太郎君 政府もその有効性というのは認めている、長寿命化にも資するということだと思っております。

国交省にちよつと確認しますけれども、今官庁施設でこの外断熱工法を用いている官庁施設、建

設された例というのは何件ぐらいあるんですか。

○政府参考人(川元茂君) お答え申し上げます。官庁施設で外断熱工法を採用した件数は、過去十年間に完成した新築の事務庁舎において十八施設でございます。

以上でございます。

○辰巳孝太郎君 政府自身、そういう官庁施設の一部に外断熱工法を用いているということだと思っております。

ここで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、今機器重視というところから断熱も大事だよという話をさせていただいたんですけれども、やはり今この外断熱を含めた建物全体の省エネ対策を進めるためにも、やはりこれを進める施策を積極的に進める必要があると思っておりますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 御指摘のとおり、外断熱工法は躯体の外側に断熱材を措置するようしますものから、躯体を通じて熱が外に逃げにくい構造となっておりますので、断熱性能を確保しやすい工法です。

現実には、これずつと進めて、私も関わってきたんですが、なかなか、ちよつと値段が高いということもあつたりして、うまく進められてこなかった点があるんですが、私、その建物行ったりしますと、非常に穏やかで健康に良くて、ヒートショック等もなく、そして長寿命化という話ありましたが、結果がもう全く出ないということ、これ大きな要素だと思います。

二十五年に建築物全体の一次エネルギー消費量を評価する基準を導入しまして、様々な新しい技術や我が国で普及していない工法などについても適切に評価をできるようにいたしました。これを踏まえまして、外断熱工法などの採用による断熱性能の向上も含めて、今後様々な省エネ対策が進むことが期待をされていると思っておりますが、これまで、先導的な技術開発や普及に対する補助、あるいは断熱改修等による省エネ性能の向上が図れる事業に対する補助、これらを行って外断熱改修の

新工法なども進めてきているところで。

今後とも、外断熱工法などを採用した省エネルギー性能の優れた建築物の普及というものは、ますます私有効だと思っております。進めていきたいと思っております。

○辰巳孝太郎君 積極的に是非進めていただきたいと思います。

それで、私、もう一つ問題意識持っているのは、この設備に対する支援と、断熱性を高めていくということ、本当にそれだけでいいのかということなんですね。根本的な建築物の省エネが実現できるのか。

今回の法改正を見ますと、その対象となる建築物は既に九〇％以上がもう基準を達成しております。ですから、これ省エネできる量というのは僅かということだと思ふんですね。抜本的にエネルギー消費量を減らすためには、建築物部門だけエネルギー消費量が増えている原因にメスを入れていく必要があると思ふんですね。

国交省に再度確認したいと思ふんですが、なぜ運輸部門などと比べてこの建築物部門のエネルギー消費量だけが増加してきたんでしょうか。その原因は何でしょうか。

○政府参考人(橋本公博君) 建築物部門におけるエネルギー消費量は、一九七三年比で約二・五倍となっております。これは、まず住宅以外につきましては、床面積が増加をしていること、それから、例えば二十四時間営業等の営業時間が長くなっていることなどがエネルギー消費量増加の原因と考えられます。住宅につきましては、世帯数が増加をしていること、それからエアコンなどの設備機器の世帯当たりの保有台数が増加をしていることがエネルギー消費量増加の原因と考えられます。

なお、非住宅、住宅以外の床面積が増加した要因についてでございますが、これは二〇一二年度におけるオフィスビルあるいは商業施設などの住宅以外の床面積の総量が一九七三年度比で約二・七倍に増加しております。これに対して、G D

P、国内総生産は同じ期間に二・四倍になっておりまして、ここは高い相関関係があることから、いわゆる国全体の経済活動の規模が拡大するに伴って住宅以外の建築物の床面積が増大してきたというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 経済規模が大きくなったということももちろんあると思ふんですね。ただ、私が指摘したいのは、その非住宅、つまりオフィスの大型化、床面積が広がったという理由の一つは、やはり容積率の規制緩和というのですね。どのビルも高層化できるようになってきたということ、これが一つ拍車掛けている面もあるんじゃないかというところなんですね。そのほか、いろいろR E I Tで不動産証券化とか、P F Iなどで民間資金活用等のやり方で大手不動産都市開発会社、ディベロッパーが進めるいわゆる大規模開発事業というのを誘導してきていると、支援してきたと。私はここにメス入れる必要があるんじゃないかというふうにも思ふんですね。

これからオリンピックを見据えた東京の再開発ということが言われております。また、リニアを見越して、東京、品川、名古屋、大阪などでは駅前開発ということも中間駅も含めて言われております。世界で一番ビジネスのしやすい国際都市づくりということを言っている、いわゆる国際競争拠点都市へと、超高層マンションまた複合ビルなどが林立するようになる東京大改造ということも言われているわけでありまして。そういうことをやっていきますと、どんなオフィス、面積が広がっていくということにもなりますし、都市化ということでは、ヒートアイランド現象ということも付随してきて、更にエネルギー消費量が増えるというふうにもなると思ふんですね。さらに、スーパーメガリジョンということでも三大都市圏というふうになってきますと、更に東京一極集中を進めてしまう可能性もあるということを指摘したいと思っております。

ですから、建築物のエネルギー消費量の増加の原因にやっぱメスを入れて、省エネを進めると

めにも、いわゆる国際競争力の強化を口実とした東京圏などへの公共投資の集中、大型開発プロジェクト推進の規制緩和を改めるべきだということとを言っている、私の質問を終わります。

○山口和之君 日本を元気にする会・無所属会の山口でございます。

早速、省エネ基準の義務化について伺いたいと思っております。

新法では、今九三％が適合している二千平米以上の非住宅の省エネ基準を義務化することとなっておりますけれども、九三％が適合しているということなんですけれども、適合しない残りの七％、未達成の理由は何かということをやぱり気になるところでございますので伺いたいと思っております。

○政府参考人(橋本公博君) 今回適合義務対象とする二千平米以上の大規模の住宅以外の建築物で基準に適合していないものは約七％程度というのは、御指摘のとおりでございます。

その理由でございますけれども、これは、一つはやはり建築主として少しでもコストを削減したいという御要望がある、それから現行省エネ法で適合義務になっていないという二点が大きな点ではないかと思っております。

基準不適合の例としては、例えばガラス張りの建築物で適切な断熱措置もしないとか、あるいは効率性が低くてより安い設備を採用する等の例がございます。

ただし、実は従来でも、省エネ法に基づいて届出をしていただいて、省エネ措置が著しく不十分な場合は行政庁が指示をできることになっておりまして、指示の実績はございません。したがって、著しく不十分ではないけれども基準を少し下回る程度のケースというのがこの七％の大半ではないかというふうな推測をしております。

○山口和之君 先ほど藤巻委員からも出てきましたけれども、インセンティブがやはり不十分など

ころがあるのではないかなというふうにも思うところもあります。そういった意味で、二〇二〇年までに三百平米以上の全ての非住宅、住宅の省エネ基準の義務化を目標としているということなんですけれども、この目標達成に向けたインセンティブ等の促進策について伺いたいと思っております。

○政府参考人(橋本公博君) 三百平米以上の建築物につきましては、これから、まずは建築主の自主努力で適合率を引き上げていく必要がございます。

そのためには、まず本法案で措置をお願いをしております届出制度の確な運用を図ることが第一でございます。それから、建て主となる国民の方々あるいは事業者の方々に省エネルギー化の効果、意義をよく御理解をいただくこと。それから、省エネルギー性能の表示等を行うことで、不動産の市場で省エネルギー性能の高い住宅、建築物が高く評価をできるような環境をつくること。さらに、より性能が高くコストの低い工法、材料等の技術開発など、追加費用負担軽減に向けた国としての支援などが必要であると考えております。

○山口和之君 要は、インセンティブがしっかりと働けば、先ほど来の話にも出てきておりますけれども、適合化が進んでいくんではないかなというふうには思います。また、今のインセンティブの話の中では、補助が出たりする可能性もあるとすると、そうすると、その間なかなか、出そうだなというところでそこに踏み込まないということもありまして、そこら辺をなるべく早い時期にインセンティブを促進策として出していかないと、ちよつと待っているようなふうになってしまいう可能性もあるもので、是非それを進めていただきたいと思っております。

今、三百平米以上のお話でしたが、じゃ、三百平米未満の新築小規模建築物の省エネ基準適合化に向けた課題について伺いたいと思っております。先ほど来出ておるんですけれども、戸建て注文

住宅の約四割が中小の工務店で行われているという話です。省エネ技術が十分に浸透していないとされていて、その理由は、大工さんが約四十万人いらっしゃるということで、国土交通省は二十四年からその中小工務店技術者に対して省エネ講習や技術指導を行っているということです。この受講者はこの三年間で六万人となかなか進まない。これは、建築価格にもよるのかもしれないけれども、なかなか乗ってこないということです。

そこで、三百平米未満の新築小規模建築物の省エネ基準適合化への目標と達成のための促進策、先ほど来言っていますインセンティブですね、課題とされる中小の工務店の理解と技術の向上への取組についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) 三百平米未満の小規模な建築物は、一般国民が建築主の大宗でございますし、中小工務店、大工さんが供給の大宗を担うという、こういう戸建て住宅が相当部分を占めております。したがって、省エネルギー基準に適合する建築物の促進に向けては、需要側、供給側両方の対策が重要と考えております。

まず、需要側である国民の皆様には、省エネルギー化による光熱費削減の効果だけではなく、先ほどから議論になっておりますが、健康増進の効果など、省エネルギーに伴う副次的な効果も大きいことをよく御理解をいただくということが大事でございますし、それに加えて、融資、税制、補助などの支援で省エネルギー性能の高い住宅を選びやすい環境をまずつくりたいと考えております。

さらに、供給側については、御指摘のとおり、中小工務店、大工さんが省エネルギー化の重要性を理解をされて積極的に技術力を向上するような支援が重要と考えております。既に断熱施工技術の講習をやっております。先ほど御指摘をいただきましたように、六万人はもう講習は受けていただきました。それから、地域の中小工務店や大工さんが協力をして、共同して省エネルギー性能の高い住

宅を建設する場合に、そういうモデル的な取組にも補助を行う等を行っております。

今後は、やはり中小工務店、大工さんが積極的に技術力向上に取り組めるようにバックアップすること、省エネルギー性能の高い住宅の供給が新たなビジネス分野として積極的に取り組んでいただけるように、環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○山口和之君 建てようとする方が積極的にいくことによってその四十万人の方々もそこに参加するようになってくるんだと思います。

ちよつと余計な話かもしれませんが、東北にはこたつ文化というのがあって、このこたつ文化は、こたつに入ったら出たくない。こたつの横にテレビのリモコンがあつて、ミカンがあつて、それからお茶のポットがあつて、急須があつて、動かない。介護予防が非常に大事な時代に、家の中どころか、こたつから動かないという文化があるんですけれども、暖かい環境のいい家になれば、北海道はどうもこたつの文化がなさしいんですけれども、非常に動き回る、また外に出る気にもなると。こたつを知っている方はこたつに入ったら動かなくなりますので、是非こういうことを広げていただくことによって介護予防にもつながってくるのではないかなというふうに思います。

さて、平成二十六年の新エネルギー基本計画の新築住宅の平均でZEH、つまりネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのこと、ZEHというんだそうですが、この実現について伺いたいと思います。

二〇二〇年までに標準的な新築住宅でZEHを実現し、二〇三〇年までに新築住宅の平均でZEHを実現することとなっているんですけれども、新築住宅の全体の中で現在のZEHの普及状況及び今後の促進策についてお伺いします。

○政府参考人(木村陽一君) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及状況でございますけれども、なかなかこれ詳しく把握するのが難しい面が

ございますけれども、経済産業省で平成二十四年度から住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業というのをやっています。これでその導入費用を補助しております。その後の実績というところでございます。

詳しくその普及状況を把握いたしますためには、住宅の個別のエネルギー消費量を計算してそれを把握する必要があるということでございまして、現在、義務付けがございませんので、詳細なところはちよつと把握が難しい面がございますけれども、大手のハウスメーカーの中には、新築の戸建て住宅の六〇％弱が既にネット・ゼロ・エネルギー・ハウスになっているという会社もあるというふうに承知をしております。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス自身は技術的にはもう現在可能になっているということで、低価格化がいずれにしても重要な課題であるというところでございまして、普及を促しまして量産を図るといふ観点からも、更なる低価格化を促すべく、平成二十六年の補正予算におきましてもその住宅の導入補助を実施しているということでございます。

こうした取組、国土交通省さんとも連携しながら着実に推進してまいりたいと考えてございします。

○山口和之君 ありがとうございます。

先ほど、こたつから動かないというのを生活不活発病ということで、だんだん機能が衰えていくんですけれども、そういった意味で被災三県の実情についてお伺いしたいんですけれども。

低炭素社会に向けた先進的なモデル地域としての期待から、特設被災三県向けの促進策は講じているのかということをお伺いしたいと思います。

二つ目は、福島県は原発に頼らないエネルギー政策を掲げていて、現在の福島県における新築の非住宅と住宅の省エネ基準適合率はどの程度になっているのかということ、福島県におけるZEHの普及状況はどうかと。

要は、被災地において先進的なものをしていくということなんですけれども、どうも余り目立たないような気がするんですが、その件についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(橋本公博君) ちよつと順番が前後するかもしれませんが。

まず、省エネ基準適合率、福島県内のものでございますが、平成二十五年、二千平米以上の大規模なものは、非住宅が九割以上、全国も九割以上でございますけれども、全国よりは高くなっております。それから、二千平米以上の住宅は適合率八割でございます。全国平均は五割でございます。それから、三百平米から二千平米の中規模なものは、非住宅が福島県は八割、全国が六割、住宅が福島県は六割、全国は三、四割ということで、いずれも省エネ基準適合率が非常に高くなっております。

それから、ゼロエネルギー住宅の普及策でございますけれども、福島県において地域の中小工務店によるネット・ゼロ・エネルギー住宅の取組につきましては、平成二十四年から二十六年の三か年で五十戸について補助金の補助採択をしております。

また、被災地における低炭素社会に向けた取組として、都市の低炭素化の促進に関する法律、いわゆる低炭素まちづくり法に基づく低炭素建築物につきまして、これまで岩手、宮城、福島の三県で九十四戸の住宅を認定をしておりますし、省CO₂に寄与する先進的なプロジェクトにつきましても、三県で二十三件のプロジェクトを採択し、支援を行っております。

○山口和之君 是非とも被災三県が全国のモデルになるようにインセンティブを働かせていただいで、二〇三〇年とは言わず、二〇二〇年とは言わず、早い段階にエネルギーの低炭素化した住宅がで上がるようによろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗でございます

ます。

私は、日本の省エネ技術は世界に誇るべき技術であると考えております。建築物を始めとする分野で更に積極的に取り組み、そういった技術を伸ばしていくべきとの観点から質問をしていきたいと思ひます。

まず初めに、ビルや住宅など建築物における省エネにつきましては、それぞれの機器の技術開発も重要であると考えますが、各機器を一体的につなぎ省エネ効率を高めるシステムの開発も重要であるというふうに考えます。例えば、国立仙台大専においては、産学官連携で、これはお手元の資料にございますけれども、天気予報を組み入れた効率的な空調制御や街区全体のエネルギーを制御する斬新な技術開発が行われております。

こうした産学官連携による省エネ技術の開発を積極的に進めていくべきだというふうに考えますが、国の支援、考え方はどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(森晃憲君) お答え申し上げます。温室効果ガスの削減やエネルギーの安定確保に資する省エネルギー技術の研究開発は大変重要でございまして、文部科学省といたしまして、エネルギー基本計画や科学技術イノベーション総合戦略を踏まえ、革新的な省エネルギー技術の創出に向けた研究開発を推進しております。

その際、迅速な実用化の観点などから産学官連携が重要と認識しておりまして、このため文部科学省では、省エネルギー技術の研究開発を産学官連携を活用しながら進める取組を支援をしておりまして、例えば従来製品よりコスト四分の一で断熱効果が二倍となる断熱材料等の革新的技術シーズの研究開発などを支援しているところでございます。

今後とも、関係府省と連携しながら、産学官連携も活用した省エネルギー技術の研究開発を進めてまいりたいと考えております。

○和田政宗君 この仙台大専の例にも見られるように、斬新な発想が生まれたときにそれをしっかりと

りと発見をしていただかないと、これはいろいろな提案を、そういった開発の技術を見付けた、開発をした方から提案というのがあるというふうに思うんですけれども、それをしっかりとサポートをしていただければというふうに思ひます。

関連して、この省エネ技術につきましても企業間連携で開発されているものもあるというふうに考えておりますが、省エネ技術の開発における企業間連携に対する支援というののどのようなになっているのでしょうか、お答え願ひます。

○政府参考人(木村陽一君) 更なる省エネルギーを実現いたしますためには、やはり御指摘のとおり、個別のエネルギー消費機器の効率改善のみならず、様々なシステムでございましてほかの機器との組合せ、あるいはその制御といったことで、例えばビル、住宅につきましても、そのエネルギー管理を行う技術を開発し、それを普及させていくというようなことが必要になるかと思ひております。これには企業間の連携が非常に有効であろうということでございます。

経済産業省では、事業者が実用化まで見据えて行う省エネルギー技術の開発というのを支援しておりますけれども、この中で、ほかの企業でございまして、場合によっては大学等と組んで連携するものも積極的に採択をしております。例えば、照明の制御システムの最適化のための知的照明システムというのがございまして、こういうものでは、不動産に属する業種の事業者様、それから計測機器のメーカーでございまして、あるいは光学情報機器メーカーなどが連携をいたしまして、共同で研究開発を行い、また、その実証研究を経て製品化まで至っていると、そういう例もございまして。

また、それぞれの企業が持ちます最先端の省エネ技術をシステムとして組み合わせるということも大事でございまして、例えば、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルでございまして、あるいはハウス、そういったものというのはその典型でもあるわけでございます。そういう技術の普及という

観点も含めまして、その導入について支援を行ってきたいということでございます。

○和田政宗君 各省庁でいろんな支援メニューがあるというところは事前のヒアリングですとかレクチャーの中でも私は認識をしております。各省庁それぞれでそういった支援をやっていたらということは大変有り難いというふうに思うんですけれども、聞けば聞くほど各省庁それぞれ独自にやっているようなのが見えてまいりまして、それらを一体的、包括的に束ねて国として私は戦略的に方針を打ち出していくべきだというふうに考えます。やはり、この省エネというのは日本が世界に先駆けて開発している技術も多いと思ひますので、そういった国としての戦略的な方針というのを打ち出して積極的に推進していくべきだというふうに考えますが、太田国交大臣はどのような感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 国全体としてというのはなかなか、それは各省庁にわたることだと思ひますし、また、こういうのを統合するということ調整機能は内閣府ということになってなかなか難しいので、そこはエネルギー庁全体ということになると思ひます。

ただ、住宅や建築物の省エネルギー化ということの中で、その部門については文科省やエネルギー庁を始めとするそういったところの技術や、あるいは民間でのそういったことについて国交省が主導してやっていくということが私は大事なことでございまして、ふに思ひます。

木造の話があつたりいたしましたけれども、地中熱の活用というように、木造という、日本は、住宅は気候によるわけでありまして、木造ということとこの省エネということは関連をするわけで、地中熱を活用して省エネ化を徹底した空調設備とか、あるいは複数建物間での電力や熱の交換というように、これについては極めて優れているというふうに思ひます。そういったことを、主導的役割を国交省は果たさなくちゃならないと、このように思ひます。

○和田政宗君 例えば安倍政権では、日本再興戦略でありますとか、こういったものに基づいて強力に様々な改革を推進されているというふうに思ひますが、例えば国家省エネ戦略ですとか、私はそういったものがあつていいというふうに思ひますので、これはまたほかの委員会でも提案をしていきたいというふうに思ひます。

その観点からもちよとお聞きをしたいというふうに思ひますが、日本企業のこうした様々な省エネ技術につきまして、海外展開における支援策というのはどうなっているのでしょうか。どのような分野で積極的な支援を考えているのか、また海外ではどのようなニーズが高まると認識しているか、国の考えをお願ひいたします。

○政府参考人(木村陽一君) 御指摘のとおり、日本の優れた省エネ技術、海外展開を支援することは、これは海外の市場を獲得するという観点のみならず、エネルギー安保でございまして、あるいは地球温暖化対策にも資するものであるということで、積極的に推進していきたいと考えてございます。

特に、近年、先進国のみならず新興国におきましても、拡大するエネルギー消費を抑制しななければならぬということで、ビルあるいは住宅において建物全体でエネルギーを効率よく活用し省エネにつなげていくような、そういうエネルギーマネジメントの手法あるいはシステムに対する関心が高まっているというふうに承知をしてございます。

経済産業省では、海外における実証事業のようなものをNEEDOを通じて行っておりますけれども、企業の海外展開をこれによって支援をいたしております。例えばタイでは、ホテルにおいて、高効率の冷凍機でございまして、ヒートポンプを、BEMSというエネルギーマネジメントシステム、これによりまして統合制御する実証事業を実施しております。約一五の省エネを実現し、また、それがタイの国内のほかの案件にも普及をしたというように思ひます。

あるいは、人材の育成でございますとかあるいは官民のミッシェンの派遣といったようなことも通じて、海外展開、強力で支援をしてまいりたいというふうにご考えています。

○和田政宗君 私、前職のときからこういった分野、実は結構取材をしておりまして、なかなか、ほとんど動力を使わずに空気を攪拌する機器ですとか、地方の中小企業でもそういった面白いといえますか、新たな発想の機器というものがありますので、これが是非海外に展開して、日本の技術はすごいなというところが更に広まって、これがまた日本の経済活性化にもつながるような御支援をお願いしたいというふうに思っております。

さて、各省庁の建物など、国の建物における省エネについて聞いていきたいというふうに思います。これは機器や建材やシステムの導入などを含めて現状がどうなっているか、また今後の計画がどうなっているか、お聞かせください。

○政府参考人(川元茂君) お答えいたします。

国土交通省におきましては、官庁施設の省エネルギー化については、省エネルギー法の制定以降、その時代時代に即した省エネ技術の導入などに率先的に取り組んでまいりました。現在、全ての新築庁舎について、現行の省エネルギー法により適合の努力が求められている省エネ基準を満たすよう整備しております。そのため、具体的には、高効率な熱源や照明器具、照明制御システム、自然光、自然通風の活用などの機器、システムを導入しているところでございます。

今後とも、官庁施設の整備に当たりましては、積極的な省エネ技術の導入によりまして更に一層の省エネ対策に取り組んでまいります。

○和田政宗君 国が率先してやりましたら、これは民間にも普及するというふうに思います。これは官庁官舎の力の発揮のしどころだというふうに思いますので、是非お願いをしたいというふうに思います。

最後に、建築物エネルギー消費性能適合性判定

の人材についてお聞きをしたいというふうに思います。

第十二条で、建築主は、特定建築行為、すなわち大規模な非住宅建築物の新築などをしようとするときには、その工事に着手する前に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬというふうになっております。この建築物エネルギー消費性能適合性判定に従事する専門的な人材をどのように確保していくのか、お答えをお願いします。

○政府参考人(橋本公博君) 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、まず、所管行政庁あるいは大臣登録を受けた民間審査機関において受けることができることとなっております。所管行政庁におきましては現在でも省エネ法に基づく届出を受けておりまして、既に審査体制は整っておりますと考えております。

民間審査機関はこれから登録をいただくわけですが、その中で、適合性判定に従事する判定員は、一級建築士あるいは建築設備士といった資格を有する者のうちで一定の講習を修了した方を想定しております。十分な人員が確保できると見込んでおります。

既に住宅の省エネ性能の評価を行っている性能評価機関が百二十以上存在しております。半数以上がこの民間審査機関として登録をするという意向を表明されておりますので、十分な体制は取れると思っておりますが、さらに、規制の措置の施行、二年間ございますが、この間に講習の実施等により適合性判定に従事する人材の育成に努め、審査体制の整備に万全を期す所存でございます。

○和田政宗君 建築物のエネルギー消費量がほとんど伸びているという観点からのこの法律であるというふうにご認識をしております。この法律が更に強力に、そして政府全体で一体的に推進されることによりまして建築物におけるエネルギー消費量がぐっと下がっていくと、そういったことに私

もしつかりと手助けをできればというふうに思っておりますので、引き続き強力に推進をしていただくことをお願いをして、私の質疑を終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護国連合の吉田忠智です。

本法案は、昨年四月の第四次エネルギー基本計画に基づき、建築物におけるエネルギー消費量の低減に向けた措置を講ずるものであります。

まず質問しますが、現行の省エネ規制ではどのような点が不足をしており、本法案の提出に至ったのか、法案提出の背景、経緯を伺います。

○政府参考人(橋本公博君) 住宅・建築物部門の省エネルギー化につきましては、これまで、省エネ法に基づいて中規模以上の建築物の届出制度等の措置を講じてきたところでございます。しかしながら、住宅・建築物部門のエネルギー消費量は他部門に比べて増加をしており、エネルギー消費量全体の三分の一以上を占めるなど、抜本的な対策の強化が求められております。

エネルギー消費量が減らない理由は、やはり建築主、事業者の御協力がこれ以上自主的な協力はなかなか難しいという状況になったということ、今後一定程度の規制的な措置も必要であるというふうにご考えておたところでございます。このため、平成二十六年四月のエネルギー基本計画におきまして、二〇二〇年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する方針が閣議決定をされたところでございます。

以上のことから、今回、大規模な建築物の省エネルギー基準への適合義務等の規制の措置に加えて、省エネルギー性能の優れた建築物に関する容積率緩和、省エネルギー性能の表示制度などの誘導的措置を一体的に講ずることを盛り込んだ法案を提出させていただいたところでございます。

○吉田忠智君 法案においては、今回、二千平米以上の大規模非住宅建築物に省エネ基準への適合を義務化するわけでありますが、第四次エネルギー基本計画においては、二〇二〇年までに新築

住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化すると明記しております。

二千平米以上の住宅、三百以上二千平米未満の非住宅、住宅、さらには三百平米未満の非住宅、戸建ても含む住宅が対象となるわけですが、三百平米以上の住宅は四九％、三百以上二千平米未満の住宅は三四％しか省エネ基準に適合していないとする調査結果も伺っております。

二〇二〇年までの新築住宅・建築物への省エネ基準の適合義務化に向けて、国交省としてどのように取り組んでいかれるのか、改めて伺います。

○政府参考人(橋本公博君) 基準に適合する住宅や建築物の整備を推進していく上で課題となっておりますのは、一つは、省エネルギーに伴う光熱費の削減あるいは健康面におけるメリットなどが建築主やあるいは住宅購入者、建物の所有者に十分認識をされていないこと、二点目としたしまして、基準に適合させるための追加的費用の負担感が大いなこと、三点目としたしまして、中小工務店、大工さんに基準の内容及び基準に対応するための設計・施工技術が十分に浸透していないことなどの課題があるというふうに認識をしております。

このため、二〇二〇年までの省エネ基準の適合義務化に向けては、まず、住宅あるいは建築物の省エネルギー化の効果、意義を国民あるいは建築主、事業者の方々に御理解をいただく。加えて、省エネルギー性能の表示等を推進すること、不動産市場等で省エネルギー性能の高い建築物が高く評価をされる環境をつくること。より性能が高く、コストの低い工法、材料等の技術開発など、追加費用負担を軽減するために国としても支援を行うこと。さらに、中小工務店、大工さんの設計・施工技術向上のための支援を行う等の環境整備に取り組んで、まずは自主的に省エネ基準に適合していただく率を引き上げた上で、最後の底上げとして必要に応じて規制措置も考えたいというふうに考えております。

○吉田忠智君 今住宅局長から答弁をいただきました。今後は、今後の課題について、何点か取り上げて質問させていただきます。

既に建築物の省エネ適合基準を義務化している欧米諸国でも、遵守率の低迷が問題になっている。一因として、建築申請書類や現場の確認を行う地方自治体の建築管理当局の専門性の欠如などが指摘をされております。我が国の場合、今後の対象拡大により新たに義務化の対象となる建築物の年間棟数は、本法案の対象となる大規模非住宅約三千六百棟から、中規模以上の建築物で約三万九千棟、戸建て住宅を含む小規模建築物は約五十二万棟と、飛躍的に増加していくことが見込まれます。所管行政庁における審査体制の強化は不可欠であります。

本法案、また今後の対象拡大も見据えて、国交省として所管行政庁をどのように支援していけるのか、伺います。

○政府参考人(橋本公博君) 所管行政庁につきましては、現在でも省エネ法に基づく届出を受けておりまして、省エネ性能の審査体制は整っておりまして、と考えております。

しかしながら、法施行に伴う建築着工への悪影響等が生じないよう、また、申請の複雑化によって手続が遅れないように、適合義務等の規制の措置は公布後二年以内の施行とし、申請側の事業者と審査側の所管行政庁のための十分な準備期間を確保することとしております。特に、本法案におきましては、適合性判定は民間の登録判定機関においても実施できることとしていること、また現行省エネ法では、定期報告制度あるいは修繕、模様替え等の届出制度がございますが、これを廃止することで所管行政庁の負担は一定程度軽減されるものと考えております。さらに、施行までの間に審査の実務を担う技術者の育成等を推進し、執行体制の確保に万全を期し、所管行政庁の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 ありがとうございます。定員増が容易でないのは十分承知をしているわけ

けであります。増員なしに文字どおり膨大な審査を行うことは不可能ではないかと考えます。是非、国交省としても定員の面でも自治体を支援していただき、適合審査の実効性を確保するよう検討をお願いしたいと思います。

答弁にもございましたが、最終消費者に省エネ建物を選んでもいただく、最終消費者が建物の省エネ性能とそのメリットを理解していただくことがキーになります。早期に省エネ建物に対する国民への周知広報とともに、個別の建物の省エネ性能について、賃貸、購入や設計、施工など、最終消費者が契約を交わす際に判断材料となる分かりやすい表示、説明など、見える化が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(橋本公博君) 本法案におきましては、建築物の省エネ性能を買い手や借り手が簡単に比較できるよう、建築物の販売又は賃貸を行う事業者に対し、省エネ性能を表示するよう努力すべき旨を規定をしております。まず、これが適切に運用されるよう周知をしていきたいと考えています。また、建築物の所有者の申請により省エネ性能に適合していることの認定を受けて、その旨を広告等で表示する制度も創設することとしております。

これらの制度を活用することにより、信頼性の高い表示制度が普及し、最終消費者が省エネ性能を判断材料に建築物を賃貸又は購入できる市場環境の形成を図ってまいります。

○吉田忠智君 建築物のエネルギー消費量を抑制するためには、全体の三分の一以上を占める住宅の省エネ性能を高める必要がございます。住宅は新築される件数が多いことから、施工業者が省エネ建築に関する適切な知識、経験を蓄積していくことが極めて重要になってまいります。

先ほど住宅局長からも答弁がありましたけれども、国交省による平成二十六年、中小工務店・大工業界の取り組み状況に関する調査によれば、省エネ基準適合住宅の施工実績は、規模の小さい工務店ほど少なく、雇用社員数二名以下の業者で

は四〇％以下にとどまるなど、中小工務店の省エネ施工技術向上は急務であります。

国交省として、省エネ技術に不足している中小工務店等への支援を拡充する必要があると考えますが、この点についての取組について質問します。

○政府参考人(橋本公博君) 中小工務店あるいは大工さん向けには、従来から、省エネ性能向上の意義、効果の周知、それから断熱施工の技術講習の実施、省エネ性能の高いモデル的な住宅建設への支援などにより、省エネ性能の高い住宅の意義あるいは施工技術を学んだ上で実地で建設する経験を積み重ねてきたところがございます。さらに、平成二十七年におきましては、設備・建材メーカー等による中小工務店の設計支援、建設費用を支援している対象住宅の種類追加などによる取組を強化をしております。

特に、中小工務店でも経営規模の小さい、あるいは一人親方のような方は、直接講習会に来てくださいますと、なかなかおいていただけない場合もございます。しかしながら、そういう方々には、ほとんどの場合、設備とか建材メーカー、あるいは卸の、そういう建材卸の方々の傘下にありますので、そういうルートで声を掛けて、ある意味グループ化をしていただくことで様々な技術を習得していただくという機会が増えるということが、これは我々も様々な取組をして実感をしていただきたので、そういう様々なルートを通じながら、中小工務店、工務店さんの技術力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 中小工務店、一人親方は、その技術、そのこともさることながら、人材の確保も、この委員会でも議論されておりますように、重要な課題にもなっているところがございます。大臣は、省エネ性能対策あるいは地球温暖化、また気候変動対策にこれまでも大変熱心に取り組んでこられたと承知をしております。最後に、建築物におけるエネルギー消費量の低減に向

けた今後の取組に対する大臣の御決意を伺います。

○国務大臣(太田昭宏君) 増大する民生部門のエネルギー消費を削減する、また今日の御質問にもありましたが、併せて健康という観点、そしてCO₂削減という観点、こうしたことから省エネ対策を進めることが重要ですが、これには、建物からいきますと、一つ目は外壁や窓の断熱性能の向上、そして使用するエネルギーが多い冷暖房や給湯や照明等の設備機器をより省エネ型にする、そして創エネといいますが、太陽光等の、これを活用する、こうしたことだと思います。この省エネ性能向上、さらにはゼロエネルギー住宅、ビルの普及に向けて、これらの対策を推進し、更にそこにインセンティブを与えて支援をするという形にしたいと、このように思っています。

二〇三〇年度、二〇三三年度比三六％削減のうちのまた大事な役割を果たさなくてはならないと、このように思っております。○吉田忠智君 極めて重要な法律でありますし、今日議論されました一つの課題がまさに実効性が上がりますようにフォローアップをしつつかりしていただいて、自治体そして民間企業の皆さんと協力して、国交省としてもしっかりと取り組んでいただくことを要請をしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。○委員長(広田一君) 以上で吉田忠智君の質疑は終了しました。委員の皆様方におかれましては、充実かつ省エネの審議をしていただきました。

○委員長(広田一君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、山下雄平君が委員を辞任され、その補欠として中泉松司君が選任されました。

○委員長(広田一君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(広田一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、田城君から発言を求められておりますので、これを許します。田城郁君。

○田城郁君 民主党・新緑風会の田城郁です。

私は、ただいま可決されました建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党、日本共産党、日本を元気にする会・無所属会、次世代の党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 国民に対して建築物のエネルギー消費性能の向上の必要性や効果を分かりやすく説明し、本法施行への協力を求めるとともに、今後予定される建築物の省エネ基準適合義務の対象拡大について理解の促進を図ること。

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定が円滑に実施されるよう、判定方法をより合理的なものとする。また、関係省令、告示等の制定から施行までに十分な期間を置いて、所管行政庁その他の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

三 今後の適合義務の対象拡大に当たっては、予定される時期、範囲等を早期に明らかにした上で、審査等の執行体制の充実強化及び設計、施工、評価等を担う技術者の育成を促進

すること。また、所管行政庁において届出制度が的確に運用されるよう、実情を把握した上で必要な支援を行い、適合率の向上を図ること。

四 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続の一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すること。あわせて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

五 建築物の省エネ基準等は、新築におけるエネルギー消費性能の実態等を踏まえ、その向上に資する水準が維持されるよう定期的な見直しを行うこと。また、新技術の開発や低コスト化を促進するため、基準強化の時期、内容等をあらかじめ明らかにすること。

六 建築物のエネルギー消費性能について、統一的かつ分かりやすい表示の方法を早期に確立するとともに、建築物の広告等における性能の掲載や、売買、賃貸等の契約における性能の説明などの促進により、性能に優れた建築物が市場において適切に評価される環境を整備すること。あわせて、建築物の設計者に対し、建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促すこと。

七 住宅の断熱性能の向上が、ヒートショックの防止など居住者の健康の維持・増進や生活の質の向上に資することについて、実態調査を行いその結果を公表するとともに、国民の理解を深めるよう努めること。また、住宅等の断熱性能の向上を図る上では、開口部における木製又は樹脂製のサッシの使用が有効であるため、その普及の促進に向けて、諸外国の例も参考にしつつ、同サッシの耐火性能に係る技術開発や基準の合理化を検討すること。

八 既存建築物の省エネルギー改修を促進するため、支援制度の充実を図ること。特に、エネルギーコストの低減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅について、所有者に対するインセンティブの強化を検討すること。

九 国、地方公共団体等の公共建築物の新築、改修等に当たっては、建築物のエネルギー消費性能の向上を先導するものとなるよう、積極的な新技術の導入、再生可能エネルギーの活用等に努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(広田一君) ただいま田城君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(広田一君) 全会一致と認めます。よって、田城君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、太田国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。太田国土交通大臣。

○国務大臣(太田昭宏君) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいりる所存でございます。ここに、委員長を始め理事の皆様、また委員の皆様、御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

誠にありがとうございました。

○委員長(広田一君) なお、審査報告書の作成につきましまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(広田一君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後零時三十七分散会

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、長良川河口堰のゲートの開放等に関する請願(第一七六八号)(第一七六九号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第一八〇二号)(第一八〇三号)(第一八〇四号)(第一八〇五号)(第一八〇六号)(第一八〇七号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第一八〇八号)(第一八〇九号)(第一八一〇号)(第一八一一号)(第一八一二号)(第一八一三号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現(建設産業の再生に関する請願(第一八一四号)(第一八一五号)(第一八一六号)(第一八一七号)(第一八一八号)(第一八一九号)(第一八二〇号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第一九〇四号)(第一九〇五号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第一九〇六号)(第一九〇七号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現(建設産業の再生に関する請願(第一九〇八号)(第一九〇九号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第一九六一号)(第一九六二号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第一九六三号)(第一九六四号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願(第一九六五号)(第一九六六号)

第一七六八号 平成二十七年六月九日受理

長良川河口堰のゲートの開放等に関する請願

請願者 岐阜市 古田英生 外二百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四〇七号と同じである。

第一七六九号 平成二十七年六月九日受理

長良川河口堰のゲートの開放等に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町 廣瀬昇 外百四十九名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第一四〇七号と同じである。

第一八〇二号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 鹿児島県霧島市 尾形友翔 外二千四百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせて約二万人に及ぶ日本の歴史上最大規模の地震・津波災害となった。二〇一三年十月には台風第二十六号により伊豆大島で観測史上最大の大雨となり、これによる土砂災害で三十五人の死者を出した。また、二〇一四年二月には発達した低気圧による大雪と暴風雪により九県で二十四人の死者を出し、八月には停滞した前線の影響による広島市北部の局地的大雨により死者七十四人に及ぶ土砂災害が発生し、さらに九月には戦後最悪の火山災害となる御嶽山の噴火により五十七人の死亡が確認された。こうした相次ぐ自然災害から人命を守るために更なる防災業務の拡充・強化が求められる。気象防災情報は、気象庁が国の機関として責任を持って作成・発表すべきである。国民から信頼される予報・防災業務

を遂行していくために基礎となる自然現象の精密な監視・観測を行い、その成果に基づいた迅速で的確な情報を発表することが重要である。また、災害を予防するためには、情報が住民に対してより迅速かつ確実に伝わり、避難など住民が具体的な防災活動を引き出せるものでなければならぬ。しかし気象庁は、度重なる定員削減により定員は減る一方で、業務は一段と高度化・複雑化を求められ、新たな業務が増え、職員一人に対する業務量が増えている状況となっている。このような状況では、きめ細かな情報の作成や地域に密着した情報・観測データの提供が困難になる。国民全体の気象、地震・火山等の基礎知識や防災意識の向上が自然災害を軽減する上で必要不可欠であり、気象庁が防災の先頭に立つ国の機関として責任を持って情報の提供・指導をしていくべきである。これらを実現するため、自然現象の観測監視や調査研究、数値予報を始め技術開発など気象庁の基盤となる業務の拡充とそれに必要となる要員の確保を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、自然災害から人命を守るため、より精度の高いきめ細かな防災情報が提供できるよう、気象庁の人員と予算を増やし気象観測や予報・技術開発の基盤を強化すること。

第一八〇三号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市 寺口勇 外四百九十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八〇四号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 福岡市 津田明子 外千九百九十九名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八〇五号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 沖縄県豊見城市 長嶺有哲 外四百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八〇六号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 新潟市 若林道子 外千四百五十一名

紹介議員 田中 直紀君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八〇七号 平成二十七年六月十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 和歌山市 星野孝徳 外千三百七十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一八〇八号 平成二十七年六月十日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 福岡県古賀市 前田大志 外四百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

日本は四方を海洋に囲まれている。全国各地で港湾が整備され、港湾を拠点とする人・物の海上交通運輸が行われている。輸出入の九九％が港湾を経由しており、国民生活の向上や経済成長の上で港湾は重要な役割を果たしている。一方、近年、地球温暖化に伴う異常気象・巨大台風・豪雨・強風によって全国の航路・湾内に大量の海面浮遊ごみが漂流し、船舶の航行安全を脅かす事態も多数発生している。また、一九九七年の日本海でのナホトカ号、東京湾でのダイヤモンドグレー

ス号の油流出事故を始め、コンビナート事故や船舶の衝突・海難事故も頻発している。海洋に流出した油は、船舶航行だけでなく、海洋や大気への環境汚染はもとより人体への影響や漁業関係者、地域経済にも大きな打撃を与えるものである。海洋の環境を守ることを通じ国民生活の質を維持・向上させることは国の重要な役割である。そして、船舶の海上交通の安全を維持し、海洋での豊かな自然環境を次世代にも継承していく必要がある。その役割を果たすために海洋環境整備事業の実施体制の充実・拡充が重要である。東日本大震災では、津波被害により陸上交通網が寸断され、沿岸被災地住民への支援物資の緊急輸送など、海上輸送の重要性、港湾機能の早期復旧の重要性が改めて明らかとなった。万が一、非常災害が発生した場合、船舶輸送の早期再開を可能とする航路の啓開作業についても国の責任での対応が必要である。このような国民の安全・安心、そして生活を守るための事業の体制拡充は喫緊の課題である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。

二、非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う国の防災体制を拡充すること。

三、海洋環境整備事業と災害時の港湾機能の維持・復旧のため、国の役割を担う「海洋環境整備船」などの運航は国の正規職員による体制確立を行うこと。

第一八〇九号 平成二十七年六月十日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 宮城県岩沼市 早川修 外千六百四十三名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一八一〇号 平成二十七年六月十日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 福岡市 山川秀史 外四百九十九名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一八一〇号 平成二十七年六月十日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 熊本市 大城勝夫 外五百七十五名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一八二二号 平成二十七年六月十日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 新潟市 小川敏春 外千六百七十九名

紹介議員 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一八一三三号 平成二十七年六月十日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 東京都足立区 菅富美男 外二千七百四十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一八一四四号 平成二十七年六月十日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 佐賀県唐津市 松本義浩 外千七百三十二名

紹介議員 仁比 聡平君
二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾

有の被害と原発事故をもたらした、避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。昨年八月には多くの犠牲者を出した広島市の土砂災害を始め、全国で広範囲に被害をもたらしている豪雨や戦後最悪の被害をもたらした御嶽山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。二〇一二年十二月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とされ、財政難の中では、今後計画的な維持管理を施して新規構造物よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させる必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならぬ。地域社会を支えてきた地域建設業は、生活・防災予算の抑制や競争激化により災害対応空白地帯が生じるなど、産業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続だけでなく、技術の継承や建設労働者の確保困難など建設業の基盤が崩壊し始めており、全国各地で地域の安全・安心が守られない事態が広がっている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、災害からの復興、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。

二、東日本大震災を始めとする災害からの復興・復興を最優先で行うこと。

三、公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。

四、公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任を持つて行うこと。

五、公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。

六、災害復興及び公共事業の計画策定に当たっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次ごとの再検討を原則とする。

七、公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること。

八、建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みをつくること。

九、地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。

十、公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札・契約方式の仕組みをつくること。

十一、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十二、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十三、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十四、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十五、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十六、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十七、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

十八、中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

第一八一七号 平成二十七年六月十日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 福岡市 仙道久嗣 外千四百九十名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第一八一八号 平成二十七年六月十日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 沖縄県宮古島市 池田陽祐 外千八百五十五名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第一八一九号 平成二十七年六月十日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 新潟県長岡市 武田清 外五千四百三十八名

紹介議員 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第一八二〇号 平成二十七年六月十日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 大阪府枚方市 中家潤 外四百九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第一九〇四号 平成二十七年六月十一日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 京都府舞鶴市 大槻道久 外三百三十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

110

二二二号)
一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡
充に関する請願(第二二三号)(第二二二四

一、震災復興、国民の安全

産業の再生に関する請願(第二二二六号)(第

二、巨大防潮堤より避難道を求めることに關する請願(第二二九号)(第二三〇号)(第二三二一号)(第二三三二号)(第二三三三三号)(第二

一二三四号)(第二二三五号)(第二二三六号)
(第二二三七号)(第二二三八号)(第二二三九

号(第二四〇号)

象事業の整備拡充を求めることに関する請願
請願者 長崎市 恵本和男 外九百七十一
名

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一九九三号 平成二十七年六月十二日受理

請願者 大阪府交野市 河原則子 外四百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一九九四号 平成二十七年六月十二日受理
 象事業の整備拡充を求めることに関する請願

十九名
紹介議員 紙 智子君
の請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第一九九五号 平成二十七年六月十二日受理

洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一九九六号 平成二十七年六月十二日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 京都府向日市 中野哲治 外五百十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一九九七号 平成二十七年六月十二日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 北海道北見市 高橋安幸 外千九百二十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第一九九八号 平成二十七年六月十二日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 大分県別府市 久末真純 外千二百二十二名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第一九九九号 平成二十七年六月十二日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 滋賀県大津市 中安真也 外千五百四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二〇〇〇号 平成二十七年六月十二日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 札幌市 佐野雅子 外千四百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二〇四三三号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 京都府宇治市 荒武みすず 外七十九名

紹介議員 小野 次郎君

東日本大震災津波以降、地震が活発化しており、今後予想される南海、東海地震等による大規模津波災害から地域住民はもとよりビジネスや観光などで沿岸部を訪れる人の命を守るため、沿岸防災減災対策は喫緊の課題である。被災地など全国の沿岸部では巨大大防潮堤計画が進んでいる。その一方で、子供やお年寄り、恐怖で動けなくなる人などの避難困難者でも安全に避難させることができる避難道などの事業は十分とは言えない。例えば、気仙沼市では防潮堤建設計画は七十六か所であるが、自動車で浸水域から高台へ逃げる事ができるいわゆる避難道事業の計画は三本のみである。防潮堤の建設完了には最低でも数年掛かることから、これらの整備は急務である。巨大大防潮堤は海を見えなくして、油断を生み、避難の開始を遅れさせる懸念が指摘されている。巨大大防潮堤計画は、国の宅地買取り対象となる災害危険区域の縮小につながるため、家が全壊でも買取り対象から外れた被災者の安全な高台などでの自主再建をますます困難にしている。また、生態系の分断による自然資源の劣化を惹き起し、産業再建、持続可能な総合防災対策への影響も懸念される。気仙沼市では防潮堤建設計画七十六か所のうち後背地に無人や住宅が数軒のみの場所は三十二か所もあり、費用対効果や継続的なメンテナンスの面からも巨大大防潮堤建設優先の防災計画に疑問が出されている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、避難困難者でも安全に逃げられる渋滞しない避難道などを国が責任を持って優先して整備すること。

二、巨大大防潮堤計画を見直すこと。海が見えないため油断を生み、逃げ遅れによる死亡増加の原因にもなるなど、安全性の矛盾を検証し、巨大大防潮堤計画が貴重な海辺の環境に及ぼす影響を検証し、被災地の産業再建、世界に誇れる自然資源の保全を考慮した、持続可能な総合防災対策を策定すること。

第二〇四四号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 静岡県下田市 関川田鶴子 外七十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇四五号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 北九州市 秋吉ひとみ 外七十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇四六号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 北九州市 安部由美 外七十九名

紹介議員 渡辺美知太郎君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇四七号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 名古屋市中区 徳永建 外七十八名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

請願者 神奈川県茅ヶ崎市 橋本慶一 外七十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇四九号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 京都市 後藤さな江 外七十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇五〇号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 札幌市 奥田貴広 外七十九名

紹介議員 山田 太郎君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇五一号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 さいたま市 本居忠一 外七十九名

紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇五二号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 寒川静枝 外五十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

第二〇五三号 平成二十七年六月十二日受理

巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 埼玉県草加市・鳥島桃音 外七十九名

紹介議員 寺田 典城君

この請願の趣旨は、第二〇四三三号と同じである。

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 福岡県直方市 中村万里子 外五百四十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二二一六号 平成二十七年六月十五日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 福井県大野市 今井禮子 外二百三十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二二一七号 平成二十七年六月十五日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市 矢羽田寛治 外四百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二二一八号 平成二十七年六月十五日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 神戸市 平田喜久男 外千五百六十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二二一九号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 川崎市 高村洋輔 外二十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二一九号 平成二十七年六月十五日受理
長良川河口堰のゲートの開放等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市 波多野豊春 外百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四〇七号と同じである。

第二二二〇号 平成二十七年六月十五日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都清瀬市 西村修司 外九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二二二一号 平成二十七年六月十五日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都足立区 高橋厚子 外四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二二二二号 平成二十七年六月十五日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 大阪府泉佐野市 木ノ元兼二 外九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。

第二二二三号 平成二十七年六月十五日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 東京都目黒区 山本哲 外三百四十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二二二四号 平成二十七年六月十五日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 東京都北区 小我野昭男 外三百九十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二二二五号 平成二十七年六月十五日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 大阪府池田市 山下雄生 外四百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二二二六号 平成二十七年六月十五日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都稲城市 逸見照三 外千四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二二二七号 平成二十七年六月十五日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都立川市 今滝利博 外千四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二二二八号 平成二十七年六月十五日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の再生に関する請願

請願者 兵庫県明石市 熊澤哲也 外千四百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。

第二二二九号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市 坂口晋一 外七十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三〇号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 京都市 岡田久恵 外六十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三一号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 滋賀県大津市 山中加奈枝 外六十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三二号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 宮城県気仙沼市 熊谷美幸 外七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三三号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 東京都台東区 加藤康子 外六十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三四号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 京都市 諸角亜樹 外六十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。

第二二三五号 平成二十七年六月十五日受理

巨防防潮堤より避難道を求めることに関する請願

請願者 東京都江戸川区 高野久恵 外六十九名

請願者 富山市 堀幸恵 外八百九十八名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四三号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 東京都府中市 石塚洋一 外五百九十九名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四四号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町 堀功治 外六百七十九名
紹介議員 石橋 通安君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四五号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市 伊勢田初恵 外七百名
紹介議員 矢倉 克夫君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四六号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 岐阜市 藤井美和 外七百八十二名
紹介議員 小見山幸治君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四七号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 京都市宇治市 中山安理沙 外七百名十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四八号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 新潟市 中野亮一 外六百九十九名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三四九号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 岡山市 西村典子 外八百六十九名
紹介議員 谷合 正明君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五〇号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 熊本県山鹿市 小塩浩二 外七百五十九名
紹介議員 三宅 伸吾君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

用すること等に関する請願
請願者 栃木県小山市 町田隆之 外七百十二名
紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五三号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 香川県高松市 井上信子 外七百二十三名
紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五四号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 福岡市 吉田佳祐 外六百九十九名
紹介議員 津田弥太郎君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五五号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 福島県本宮市 伊藤久美子 外六百九十九名
紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五六号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 京都府福知山市 三木茂 外六百九十九名
紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五七号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 秋田県能代市 塚本幸子 外六百六十八名
紹介議員 山口 和之君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五八号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 福岡県豊前市 長松由江 外六百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三五九号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 大阪府豊中市 中塚早苗 外六百八十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六〇号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 新潟県長岡市 早川ひろみ 外六百九十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

第二三六一号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六二号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六三号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六四号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六五号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六六号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六七号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三六八号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

第二三六九号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七〇号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七一号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七二号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七三号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七四号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七五号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三七六号 平成二十七年六月十六日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 富山県高岡市 松田由紀子 外六百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三三五号と同じである。

第二三八九号 平成二十七年六月十六日受理 気象事業の整備拡充を求めることに関する請願 請願者 仙台市 阿部伸也 外二千五百五 名 紹介議員 和田 政宗君 この請願の趣旨は、第一八〇二号と同じである。			
第二三九〇号 平成二十七年六月十六日受理 海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に關 する請願 請願者 仙台市 佐々木利行 外千二十八 名 紹介議員 和田 政宗君 この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。			
第二三九一号 平成二十七年六月十六日受理 震災復興、国民の安全・安心の実現へ建設産業の 再生に関する請願 請願者 仙台市 石倉信広 外千三百四十 二名 紹介議員 和田 政宗君 この請願の趣旨は、第一八一四号と同じである。			
第二三九二号 平成二十七年六月十六日受理 巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願 請願者 埼玉県川越市 川村節子 外四十 五名 紹介議員 和田 政宗君 この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。			
第二四〇〇号 平成二十七年六月十六日受理 巨大大防潮堤より避難道を求めることに関する請願 請願者 さいたま市 佐藤圭 外七十九名 紹介議員 藤巻 健史君 この請願の趣旨は、第二〇四三号と同じである。			

平成二十七年七月十三日印刷

平成二十七年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F